

平成29年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年2月27日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成29年3月7日 午前9時30分			議 長 田 口 好 秋	
	散会	平成29年3月7日 午後2時33分			議 長 田 口 好 秋	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	生 田 健 児	出	10番	山 口 政 人	出
	2番	宮 崎 良 平	出	11番	芦 塚 典 子	出
	3番	川 内 聖 二	出	12番	大 島 恒 典	出
	4番	増 田 朝 子	出	13番	梶 原 睦 也	出
	5番	森 田 明 彦	出	14番	田 中 政 司	出
	6番	辻 浩 一	出	15番	織 田 菊 男	出
	7番	山 口 忠 孝	出	16番	西 村 信 夫	出
	8番	田 中 平 一 郎	出	17番	山 口 要	出
	9番	山 下 芳 郎	出	18番	田 口 好 秋	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	健康づくり課長	諸井 和 広
	副市長	中島 庸 二	子育て支援課長	大久保 敏 郎
	教育長	杉崎 士 郎	文化・スポーツ振興課長	大島 洋二郎
	総務企画部長	池田 英 信	福祉課長	染川 健 志
	市民福祉部長 市民協働推進課長兼務	中野 哲 也	農林課長	横田 泰 次
	産業建設部長	宮崎 康 郎	うれしの温泉観光課長	井上 元 昭
	教育部長	堤 一 男	うれしの茶振興課長 農業委員会事務局長兼務	宮田 誠 吾
	会計管理者 会計課長兼務	池田 秋 弘	建設・新幹線課長	早瀬 宏 範
	総務課長 選挙管理委員会事務局長兼務	辻 明 弘	環境水道課長	副島 昌 彦
	財政課長	三根 竹 久	教育総務課長	
	企画政策課長	池田 幸 一	学校教育課長	徳永 丞
	税務収納課長	小國 純 治	監査委員事務局長	
	市民課長			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	田中 秀 則		

平成29年第1回嬉野市議会定例会議事日程

平成29年3月7日（火）

本会議第3日目

午前9時30分 開議

日程第1 一般質問

順次	通告者	質問の事項
1	川内 聖二	1. イノシシ等の捕獲処分について 2. 住宅地の道路について 3. 納税通知書について
2	辻 浩一	1. 公共施設のUD化について 2. 有害鳥獣の最終処分の考え方について 3. 水資源保護対策について
3	大島 恒典	1. ジェネリック医薬品普及について 2. 太陽光発電「ソーラーパネル」の設置について 3. 有害鳥獣駆除に関する問題について
4	田中 平一郎	1. 五町田、火の口交差点の改良について 2. 高齢者の運転免許証返納について
5	西村 信夫	1. 働き方改革について 2. ストレスチェック制度について

午前9時30分 開議

○議長（田口好秋君）

皆さんおはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問を行います。

それでは、通告順に発言を許します。

3番川内聖二議員の発言を許します。川内聖二議員。

○3番（川内聖二君）

皆さんおはようございます。議席番号3番川内聖二です。それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、一般質問を行いたいと思います。

今回、私の質問は大きく3項目について質問をしたいと思います。まず、1項目めは現在

ふえ続けている有害鳥獣のイノシシの捕獲や処分について、2項目めは開発地による市道外の住宅地の道路について、3項目めは納税通知書について質問をしたいと思います。

それでは、1項目めのイノシシ等の捕獲処分についてお伺いをいたします。

これまで問題視されている有害鳥獣は年々増加傾向で、特にイノシシの農産物被害は増大し、農家の方々は苦慮されています。

そこで、今回、有害鳥獣対策及び捕獲した鳥獣等の処分についてお尋ねをしたいと思います。

1点目は、市として有害鳥獣の捕獲は猟友会の方に委託されていますが、これまで鹿島藤津地区有害鳥獣広域対策協議会等で何らかの新しい捕獲方法についての対策の研究をされているかをお伺いします。

2点目並びに2項目め以降の質問は質問席から質問をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆様おはようございます。それでは、川内聖二議員のお尋ねについてお答え申し上げます。お尋ねにつきましては、イノシシ等の捕獲処分についてということでございます。

1点目の市としては有害鳥獣の捕獲は猟友会のほうに委託されているが、これまで鹿島藤津地区有害鳥獣広域対策協議会等で何らかの新しい方法について研究をしたのかというお尋ねでございます。

私どもが組織しております鹿島藤津地域広域駆除対策協議会では、平成27年度、国庫補助事業を利用し、太良町においてICT技術を活用したアニマルセンサーの導入実験を行いました。導入が年度末ということもあり、実質的には今年度の実施のため、詳細な結果はまだまとめられていませんが、センサーの誤作動など課題もあると聞いておるところでございます。

また、各種研究会において新製品の紹介などがあっておりますので、鹿島市、太良町と連携して、今後も検討を行っていきたくと考えておるところでございます。

以上で川内聖二議員のお尋ねについてお答えといたします。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

ICTを利用しているということでしたが、私、以前にも質問をしましたが、三重県の農業研究所で開発をされている端末機器を利用している遠隔操作で囲いわなを監視できるまる三重ホカクンという機械ですが、その他新しい方法を利用している今後の捕獲方

法等を現在所管のほうでは再検討等されているかをお伺いします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

先ほど市長から答弁あったように、今現在、協議会のほうでそういうアニマルセンサー等を使って実証を太良町のほうでしていただいているところですけども、その結果を見ながら嬉野市としてもそういう方法もよければ導入をしていきたいと考えておるところであります。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

ICTを利用してのわなどは、簡単によろしいですので、説明をお願いします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

現在やっておるものが、光センサーでイノシシを感知して扉が閉まるというようなシステムになっておるところです。それが狩猟者に連絡が来るといようなシステムになっているとお聞きしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

これまで嬉野市内のイノシシの捕獲数は平成26年度で1,082頭、平成27年度で1,503頭、今現在28年度では1,512頭と驚くような捕獲数を猟友会50名ほどの皆様方の御尽力により捕獲をされています。

農作物の被害等も、資料によりますと、7,200万円以上の被害額を超えているそうですが、要するに光センサーを利用して自動的に扉が閉まるというのは、私が以前、三重のほうに研修に行きました、まる三重ホカクン、それはセンサーもありますが、ウェブといいますか、スマホで端末を利用して監視しながら、入った状況を見て人間が手動でわなの扉を閉めるという機械なんですけど、光センサーだけだと、要するに中に入っただけではなくて、後ろからまた後続でイノシシが来た場合、1頭ならよろしいと思うんですけど、要するに確認できな

いもんですから、扉のところに続けてイノシシがいる場合は、後ろのイノシシが扉を閉められないような状況になるのではないかと思います。

そこで、私としましては、以前、視察、また、そのとき産業建設部の当時の部長とも研修をしてきたんですけど、広域のほうで研究はされているとは思んですけど、もし、それを利用するとなれば、あとどれくらいほど先ぐらいの予定になるのかをお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

このセンサーを使ったものが27年度末から設置をされておりまして、今年度中くらいには結果は出てくると思います。ただ、先ほど議員御発言のように、まだ誤作動等もあるようですので、そこら辺の改良も考えて、それとまた、先ほど御発言のようなほかの方法もやり方としてはあるのではないかとということで、まだもう少し研究をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

誤作動を起こすということでこれからのまだ研究の段階ということで認識をいたしました。

私が前回研修してきました囲いわなですけど、囲いわなは私有地では要するに狩猟免許が要らないという説明で活用する方々を選ばない、選ばないと言ったらおかしいですけど、狩猟免許を持たなくても私有地であれば利用できるわなでした。ですので、要するに実験でも検証され、現にもうよその自治体では新しい囲いわなのほうは利用をされていますので、今からの研究の機材もよろしいですけど、再度検討していただければなと思っております。

確認ですけど、囲いわな、私有地で使う場合は、狩猟免許は要らないのですか、お伺いします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

「しゅうち」って、私用の用地ですよ。個人が自分の土地の中で捕獲をされる分については要らないということで認識をしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

箱わなは私有地でも免許が要るんですよね。

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前9時41分 休憩

午前9時42分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

確認をいたしますけれども、箱わなは要るか認識をしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

箱わなのほうは私有地でも狩猟免許が要るということで認識しているということなんですけど、囲いわなは私有地の場合は狩猟免許は要らないというふうに私も認識しておりますので、要するに50名ほどの猟友会の皆様方の手で1,500頭も年間捕獲をしていただいております。要するに猟友会の皆様方も高齢化で若い方が少ないということでしたので、免許が要らない囲いわなを利用して、私有地でもかなり広い農地をお持ちの方々もたくさんいらっしゃいますので、再度その検討のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

また、以前、市長のほうからはこの新型の囲いわなは電波の状況が悪いということで適していないのではないかと答弁をいただきましたが、今現在の電波が通じる範囲内で、使用できる範囲内で使用していただいてもかなりの量が捕獲できるのではないかと私は思っておりますので、今後、検討のほどをお願ひしたいと思います。

それと、現在、有害鳥獣対策に対しては国からの補助金等も厳しいと思っておりますので、この新型の囲いわなは130万円ほどとお伺ひいたしましたので、被害額と比較していただいて、それが高いか安いかは検討をしていただきたいと思いますと思っております。

市長に最後お聞きします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

有害鳥獣につきましては毎年1,000頭近くとっているわけですが、それでも減っていかないということで非常に喫緊の課題だというふうに考えております。

また、議会の皆さんにおかれましても遠方まで視察等も行っていただいて、情報等も提供していただいたところをごさいますてお礼を申し上げたいと思います。

今、担当課から申し上げましたように、私、以前から、この多良山系は一つだというふうなこともございますので、鹿島藤津地区一緒になって対応をいたしております。そういうことで、いろんな条件はありますけれども、新しい方法でも何とかできないかということで先ほど担当課長申し上げましたように、センサーを使った形での捕獲、また、生態の確認というふうなことも目指していくわけでございますので、いろんな捕獲の情報は入ってきておりますので、そういうことで捕獲の方法等についてもやはり研究を重ねながら、イノシシの減少といたしますか、そういうことに向かって努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

今後の広域での研究と早期の活用をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目の質問に移ります。

現行の有害鳥獣の最終処分は狩猟者の方々が処分されていますが、捕獲頭数もふえ、処分に対し大変苦慮されているとお聞きします。市としては最終処分に対し何らかの考えはあるか、お尋ねいたします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

埋設処分が現状では一般的ではございます。埋設以外の処分方法となりますと、焼却、または業者委託での処分が考えられるかと思っております。性質上、山中で捕獲することが多いと思っておりますけれども、そこから処理施設への移送の労力、あるいは処理施設の設置費用、維持費、また、処分費、それとまた、その費用負担をどうするのかなどの問題があるかと思っておりますし、また、捕獲報償金のあり方も、そういうことを導入すれば、考えることが必要と思っております。

また、施設の設置となりますと、広域で取り組んだほうが費用負担的にも軽減できるというような考えもございますので、今後、広域の協議会の中でもそういうことを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

イノシシの捕獲頭数がふえ、埋設処分については狩猟される方々も場所がないとか、イノシシは共食いをするというので、埋設するときには地中深く掘らなければいけないということで、年をとってつらいという声をよく聞きます。今のところは課長が申されましたように、埋設処分のみでの対応かとは思われますが、また、広域のほうで処分場をつくるとなれば、また費用等の問題が発生するとは思いますが、その辺を研究していただきたいと思いますが、昨年開業されました伊万里市に設置してあるクリーンセンター等では、イノシシ、有害鳥獣の受け入れ、最終処分はできないのか、お伺いします。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えいたします。

去年の1月から開業している佐賀西部クリーンセンターと、伊万里市にあるクリーンセンターということでよろしいかと思いますが、一応確認をしております。有害鳥獣につきましては、処分はできないということで確認しています。ということは持ち込みができないということです。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

できないということですが、私、道路で接触事故で死んだといいますか、亡くなった動物等はクリーンセンターのほうに受け入れができるというお話を以前聞いたんですけど、その分に関しては、受け入れはできるんですかね。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えいたします。

今、議員御発言のように、唯一持ち込みができる動物死骸は公の場所で死んでいる動物死骸ということです。たまたま公の道路で死んでいる死骸がイノシシだったということで、それは持ち込めます。ただし、有害鳥獣としてほかのところで捕獲されたものは持ち込めないということです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

処理はできるということですね。一応イノシシ、犬、猫、いろいろと事故で死んだ動物を公の場といいますか、国道とか、市道のほうで亡くなった分ですよ。わかりました。

今後、市として独自で、広域のほうですよ、独自で焼却処分場をつくるとなれば、場所的な面、また、財源的な面に関しましても大変だと思しますので、現在、クリーンセンターのほうで今後有害鳥獣の死骸等の最終処分もできるような要望を市のほうからはできないのか、お伺いします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私どもが組織しております西部のクリーンセンターの件でございますけど、ちょうど先日、議会がございまして私も同席をいたしておりましたので、一応状況についてお話をさせていただきたいと思いますが、西部広域の議会におきまして、嬉野市の選出されました議員のほうから、そのようなことについて質問がありまして、そして、質問の内容は議員の内容と全く一緒でございます、可能性があるとするれば、この処理センターで処分することができないかというふうなことでございました。それにつきまして、いわゆる組合のほうからは、地域の方の一応地区の、現場の御了解をいただけていないということでもありますし、また、了解をとる前提ではないというふうなことでございましたので、今のところ処理はできないということでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

市長、ほかの市町からは同じような意見、要望等は出ていませんか、処分に対して。嬉野市以外ですね。ほかの広域で行われているのでしたら、よその市町からのほうも、そういう理由ということは確認できましたけど、要望等はございませんか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

以前の武雄地区で組織しておりましたときに、私どものほうでもそういう考えをしたこと

ございますけど、そのときもやはり同じ地域の方の御了解がいただけていないというふうなことで、先ほど言われました道路上で処分をしなくちゃいけないものについては焼却ということは認められておったわけでございますけれども、ただ、今回のことにつきましては今まで広域の中で正式に議題としては上がっておりませんし、この前、嬉野市議会の議員が初めて御発言をされたわけでございますので、今のところは考えられないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

はい、わかりました。

実は先日、視察で有害鳥獣の最終処分に微生物を使用している徳島県の佐那河内村のほうに行ってみりました。微生物で有害鳥獣等の最終処分をされるということは所管のほうは御存じでしたでしょうか、お伺いします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えいたします。

その件につきましては承知しておりません。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

この微生物を利用するの機材は静岡県の微生物研究所が開発されて、研究所から使用されている自治体を紹介され、その中から佐那河内村のほうへ視察研修に行ってみりました。説明と実際に有害鳥獣を目の前で処分していただく工程まで研修をしてみました。簡単に説明をしますと、微生物の入ったミキサーに有害鳥獣の死骸を入れて、砕いたものを微生物が食べてしまうという機材でございました。また、その微生物を利用して、そのミキサーからは要するに動物の死骸、排出物も何も出ないんです。そして、それを設置している建屋があります。その建屋自体からも水分、排水、水等一切出ないんです。私、それ説明もされましたけど、実際見て、驚いて、環境にもすぐれたものではないかと思い、ぜひ当市のほうでも研究をされたらどうかと思って今回発言したところでございます。これに関して、課長どのように思われますか。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

そういう方法もあるかと、今、お聞きしましたので、コスト的なもの等はまだちょっと調べないとわかりませんが、研究をしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

ぜひよろしく願ひいたします。この機械は動物だけではなくて、生ごみ等の処分もできます。大体生ごみ等を処分する小さなやつが大きくなったような機材ではございます。また、その佐那河内村のほうでは1日の処分量としましては4頭から6頭ぐらいを処分されております。また、持ち込みが多い場合は一時保管としまして冷凍庫に保管をされて、それで翌日に処分されるという状況でございました。その機材に関しましては県のほうからの補助も出るという説明を受けましたので、今後、研究をしていただきたいと思えますが、この件につきまして産業建設部長はどのように思われるか、お伺いします。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（宮崎康郎君）

議員の提案等を研究しまして勉強したいと思っております。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

よろしく願ひいたします。また、この件に関しましては先輩議員からも今後質問があるかと思えますので、よろしく願ひいたします。

次に、2項目めの住宅地の道路についてお伺いをしたいと思えます。

市内には、分譲住宅地を購入し、住居を設け、数多くの方々が定住されています。住居までの生活道路が市道ではないということで多面的に困惑されている地域もあります。

それでは、1点目は、これまで市内の分譲住宅地の生活道路が市道に格付された道路は何件ほどあるかをお伺いしたいと思えます。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

住宅地、いわゆる住宅地内の道路関連でお尋ねでございますけれども、市内の分譲住宅で生活道路が市道に格付された道路はあるのかということでございますけれども、市内の分譲住宅につきましては都市計画法上の開発行為や個人施工の区画整理によってなされたもの、届け出が必要ない、いわゆるミニ開発などがあるわけでございますけれども、都市計画法に準じた開発行為によって道路を新設した場合は市に帰属されたこととなりますので、全て市道に認定しているということでございます。そのほか、いわゆるミニ開発の場合につきましては市道の認定基準に基づいて判断をしておるということでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

それでは、開発地の道路が市道に認定される条件はどのような条件があるかをお伺いします。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

今の御質問の件については開発行為で開発をされた以外のという御質問だと思いますけれども、基本的には原則として幅員が4メートル以上はなければいけないという点と、集落と集落を連携するような道路であること、また、開発行為の中でも行きどまり道路等については転回広場を設けるというような規定等もございますので、基本的にはそういった条件をクリアしているというのが一つの条件だと思います。

あともう一つは、どうしても市道の認定委員会というのもございますので、そちらのほうの判断も必要になってくるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

市道認定を受けられる道路といいますか、私道等は要するに認定をもらう手順としまして、私道の道路管理者が市のほうに申請をしなければならないんですかね。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

今現在もそうでございますけれども、そういった形で開発をされた方、または、お住まいの方等々から私ども建設・新幹線課のほうへ御相談を受けるというような状況でございます。以上です。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

はい、わかりました。

今回、京都市では通り抜けができない開発地の袋状道路については、車が転回できる場所や広さがあれば、また、幅員が4メートル以上の道路に限り、市が管理する市道に変更できるように認定基準を平成29年度から改正をされ、運用する方針と伺いました。

この件につきましては、課長は御存じでしたか。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

ちょっとその件につきましては存じておりませんでした。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

調べたところ、京都市のほうでは580カ所を開発地の道路が袋状道路、この580カ所に関して、要するに入っていく中でUターンができる場所があればということで、また、幅員が4メートルに限り、今度から施行されるようになっておりますので、当市のほうもできればちょっと研究をしていただいて、今後、市民の皆様方のためにお願いしたいなと思っております。

それでは、次の2点目の質問に移りたいと思います。その前に、京都の条例改正の件につきまして、市長はどのように思われるかをお伺いします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

京都の場合が五百何十カ所そういうところがあるということでございまして、いろんなことがあって認定されるという方向だということですが、私は、やっぱり防災上、最近、特に防災面からの観点が必要でございますので、そういうところが認定なかなか難しいんじや

ないかなというふうに判断をいたしますですね。やっぱり行きどまり道路ということにつきましては、防災面から見てもなかなか厳しいわけでございますので、やはり最初の計画の段階からそういう点も踏まえて、今からは宅地開発とか、そういうものを当然していただかなければならないという時代になっているわけですから、逆行するような、そういう判断が本当にできるのかどうかですね、私は難しいんじゃないかなと思いますけれども。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

市長の考えとしましては時代に逆行するということでしたが、一方通行じゃありませんけど、袋小路状で奥に入ったら通り抜けができないという道路ではありますが、奥のほうでやはり広場等があるような開発地でございますたら、研究等、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2点目の質問に移ります。

住宅地で市道外の道路に対し、行政としてはどこまで対応ができるか、お伺ひします。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

今、議員御発言の市道以外について行政がどこまで立ち入れるかという御質問だと思ひますけれども、どうしても私どもが管理いたします市道以外となれば、私道であったり、個人名義で残っていたりというような状況がほとんどでございますので、道路管理者としてはやはり私どもが管理する道路以外についての手当てというのは難しいのではなかろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

とある地区と申しますか、井手川内地区のほうに開発地名が横尾台という地区があります。課長、御存じですね。そういうところは、すみません、袋状道路で、要するに先ほど申した市道には認定できない区域なんですけど、そこは坂道とカーブがありまして、道路維持を地区を利用される方々が維持費を集められて自分たちで管理をされています。そういう場所に対しても事故防止のために最低の市道並みとは言ひませんが、対応ですかね、要するに去年の大雪のようなとき、3日も続いた場合はやはり融雪剤、市道の場合は市役所のほうにお伺

いすれば、いただけますが、そういうところはやっぱり融雪剤等も自分たちで準備をされなければなりません。とにかく事故防止のためにも最低限の対応は今後できないのかをお伺いします。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

議員御発言のように、それぞれのミニ開発等にはいろんな事情があるというのも十分承知をいたしております。また、御発言のように、事故防止という観点から最低限の手当てができないかという御質問は十分理解いたしますけれども、ちょっと先ほど答弁をいたしましたように、私どもが管理をしている以外の道路というところになれば、本当に申しわけないんですけれども、多数あるという話にもなってまいりますし、そういう平等性の面から考えてもなかなかちょっと対応については難しいのではないかなという認識でございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

はい、わかりました。

そしたら、今後、そういう住宅地のほう、下水のほう供給等なされていない場合は、また個人のほうで出費して工事等をやらなければならないんですかね。市道のように、要するに下水道管等の工事ですね、そちらのほうはどのようになっているか、お伺いします。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えいたします。

まず、ちょっと先ほどの道路の維持管理という意味で1点ちょっとしたお手伝いができるんじゃないかというので、うちのほうで市の環境衛生の整備事業というのがございます。これにつきましては、そこをされる底地の問題はもちろん御相談していただかなきゃいけないんですが、例えば、排水路の整備とか、生活道路の舗装とか、そういうのに対して原材料の半分を補助することができる制度がございますので、そういうのも含めて環境水道課のほうにそういうケースがある場合は御相談をしていただきたいと思います。うちのほうでお手伝いできるのはそれぐらいかなと思っています。

また、その後の汚水処理、下水道に関しましては、今、言われている地区に関してお答えをすればよろしいでしょうか。（「まあ、そういうところですね」と呼ぶ者あり）その地区

に關しましては、市営浄化槽の区域でございますので、地区宅内で処理することができますと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

ありがとうございます。そのような対処をしていただければ、住民の方々も喜んでいただけると思いますので、よろしく願いいたします。

今後、人口減少傾向の中、定住促進に力を入れる嬉野市としては、定住されている市民の皆様方が市道でないということで多面的に困惑をされています。開発地の生活道路に対してもミニ開発地ということで市のほうとしては無理かとは思われますが、今後できる限りの対応をとっていただきたいと思います。

また、昨日、山口政人議員が申されましたように、地域の方々になるべく経済的な負担をかけないよう、法の整備も見直していただきたいと思います。

最後に、この件に関して市長はどのような考えかをお伺いします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今、いろんな経緯があつて、それぞれの地域で今お住まいをしておられるわけでございますので、私どもとしてはできるだけ安全・安心という立場のほうで努力できる分については御協力をしていきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

それでは、よろしく願いいたします。

最後の3項目めの質問に移りますが、条例には国民健康保険税は世帯主に課税をしますとあります。納税通告書、納付書も世帯主名義で来ますが、複数の国民健康保険資格者がいる世帯、2世代、3世代同居するような世帯に対し、個々の課税額の明細書を年度当初の納税通知書に同封することができないかをお伺いします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

納税通知書についてのお尋ねでございます。お答え申し上げたいと思いますが、国民健康保険税は、地方税法、国民健康保険税条例の規定によりまして、住民票上の世帯主に納税義務が生じてくるところでございまして、世帯で複数の人が加入しておられる場合につきましては、合計して世帯主に対して課税し、保険証、納税通知書など国保に関連する書類についても全て世帯主に発送しているところでございます。また、国保に加入されていない場合でも、その世帯のどなたかが国保に加入しておられれば、保険税は世帯主に課税されるということになります。つまり、制度としては世帯に対して課税がされるというものでございまして、いわゆる同一世帯の加入者ごとに国保税を分けて課税することはできない仕組みになっているところでございますので、今そのようなことで手続をさせていただいておるところでございます。

しかしながら、国保税の算定過程では所得割についてでも個人ごとの保険税額等については算定しておるところでございまして、個別のお尋ねがある場合につきましては現状でも課税の内容につきまして御説明を申し上げておりますので、お問い合わせいただければ、計算して文書で回答をすることもできるということでございます。

以上でお答えとさせていただきたいと思っております。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

世帯主に課税して納税書を通知するというところで、今の説明で理解できましたが、現在、世帯数が多くなった家庭には親子間でも金銭等で要するに問題が生じたりする家庭もあると思われましたもので、今回このような質問をいたしました。後々そのように個々で所管のほうに行けばわかるということですので、できれば今後個々の国民健康保険等の課税分を相殺できるようにしていただきたいというのを要望したいと思います。

手書きとかなんとかで、要するに調べて算出して個々に送付するということはやっぱり難しいことなんですかね。最後に、すみません。

○議長（田口好秋君）

税務収納課長。

○税務収納課長（小國純治君）

お答えします。

先ほど市長の答弁でありましたとおり、地方税法の703条の4国民健康保険税第1条の規定によって、納税義務者が世帯主というふうになっておりますので、分けてということは今のところできないという制度になっております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

はい、わかりました。

では、以上をもちまして……

○議長（田口好秋君）

ちょっと待ってください。川内議員、ちょっと待ってください。

農林課長から追加の答弁がありますので。農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

追加の答弁をさせていただきます。

先ほど川内議員のほうから、自分の所有地の中での捕獲についての免許が要るか要らないか、そういう話でございましたけれども、免許は不要ではございますけれども、捕獲の許可は必要でございます。それは囲いわなであっても、箱わなも小型の箱わなに限定ということでございますので、イノシシが入るような通常使っておられる大型のわなは入らないということでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

狩猟免許は要らないが、捕獲の許可が要るということですね。免許と違って、許可のほうは申請をすればよろしいんですね。わかりました。

以上をもちまして、今回の私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田口好秋君）

これで川内聖二議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

6番辻浩一議員の発言を許します。辻浩一議員。

○6番（辻 浩一君）

議席番号6番辻浩一でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に従いながら質問してまいりたいと思います。

先般、アメリカ大統領選挙において過激な発言で話題を醸したトランプ政権が発足し、発言どおりの行動を起こし、アメリカ国内はもとより、世界各国で混乱が生じております。日本においても、TPP離脱の表明により、さまざまな問題が貿易を初め、FTAや2国間での交渉になるのではないかとのおそれがあり、よりタフな交渉が求められることが考えられる状況になっています。そんな中、アメリカ発信の状況を踏まえ、近隣諸国では相も変わら

ずさまざまな挑発を続けており、混沌とした時代に突入するのではないかと危惧をしております。以前より発言しているように、戦後70年余り経過し、世界情勢が大きく変わっている今、より時代に即した憲法に見直す時期になってきていることを申し上げ、質問に移りたいと思います。

私、2期目の任期、最後の年度となり、今回で29回目の質問となります。さまざまな質問を行ってきましたが、答弁は、否定ではなく、研究、勉強、検討という答弁をいただいておりますので、検証を含めながら今年度は質問を行っていきたいというふうに思っております。

さて、今回の質問は、公共施設のUD化について、有害鳥獣の最終処分について、水資源保護についての3点であります。

まず1点目は、公共施設のUD化についてであります。

地域の拠点であり、市民の利用が多い公民館のUD化については、塩田公民館につきましてはエレベーターが設置してあります。今回、整備が行われるであろう嬉野市民センターについても構想段階においてUD化について考慮するとの答弁でありました。しかし、吉田公民館については、UD化、いわゆるエレベーターがおくれている状況であり、そこでまず、吉田公民館の利用状況をお尋ね申し上げます。

次に、有害鳥獣の最終処分についてであります。

従前より、最終処分については埋設処分が現時点ではベストとのことでしたが、捕獲者の高齢化が進み、掘削作業が困難になってきており、処分に苦慮している状況であります。今後の処分のあり方についてお尋ねをいたします。

最後に、水資源保護について。

全国で水源を含む土地が外国資本に買収されている状況をどう考えるか、お尋ねをし、再質問は質問席で行います。

○議長（田口好秋君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

辻浩一議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

1点目が公共施設のUD化について、2点目が有害鳥獣の最終処分の考え方について、3点目が水資源保護対策についてということでございます。

まず、1点目の公共施設のUD化についてというお尋ねの中での吉田公民館の利用状況ということでございます。

吉田公民館につきましては、利用件数、利用者数でございますけれども、平成26年度321件、6,347人、平成27年度282件、4,571人、平成28年度254件、4,476人、これは12月末現在でございますので、利用者件数、利用者数ともに減少傾向にございますが、今年度は昨年度

に比べて若干増加傾向にあるということでございます。

次に、有害鳥獣の最終処分の考え方についてということでございますが、先ほどもお尋ねになりました川内議員の答弁と重なるところございますけれども、いわゆる埋設ということが、今、一般的に行われているところでございます。埋設以外の処分方法となると、焼却、また、業者委託での処分が考えられるところでございますが、担当課長申し上げましたように、山中で捕獲することが多いわけございまして、それをどのような形で移送していくのかということが非常に課題になってきているところでございます。そういう点で今後検討する必要があるのではないかなというふうに考えているところでございます。

また、捕獲された方々が非常に高齢化を迎えられておるわけでございますので、今イノシシも非常に大型化しているという状況の中で、やはり最も近い現場での埋設ということが、今、行われているというふうに理解をしているところでございます。ただ、埋設につきましても適切な処理をした後の埋設ということが原則になっておりますので、非常に課題になってきているのではないかなということは承知をしているところでございます。

次に、水資源の保護対策についてということでございます。

今、御発言のように、以前から北海道を中心に国土の取得が進んだということについては承知をしております。ただ、日本人みずからが販売交渉に臨むようになってきているということについてはまだ情報を得ておらないところでございます。情報の交換と共有化を目的とする水資源の保全全国自治体連絡協議会に平成26年7月に設立と同時に加入をしたところでございまして、ほか自治体の取り組みなどの各種情報を収集してまいったところでございます。

来年度は水資源の上流に水質汚濁のおそれのある施設の建設について規制をかける区域を定める条例の整備を視野に入れて調査を行ってまいりたいと思いますので、そういう中でも議員御発言のような取り組みについても研究をまいりたいと思います。

以上で辻浩一議員のお尋ねについてお答えとさせていただきます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

それでは、質問を続けてまいりたいと思います。

今、吉田公民館の利用状況についてお答えをいただきました。年々減少しているというふうな状況なんですけれども、今後、団塊の世代がその域に入ってくれば、また利用状況はふえてくるんじゃないかなというふうに思うわけです。高齢者だけの問題じゃないんですけれども、今、市長がいつも言われるように、健康年齢の延長、あるいはそういったいろんな市の施策の行事の中で利用する頻度というのは非常に公民館というのは重要な拠点だというふうに思っております。そういった意味で今後も公民館というのは重要な拠点だというふうに

思っておりますが、今後、団塊の世代が高齢化していくということで非常に利用が進むのではないかなというふうには私に思っているんですが、担当課はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（田口好秋君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（大島洋二郎君）

お答えいたします。

団塊の世代が高齢化が進み利用者数が増加するかという御質問でございますけれども、確かに現在の成人団体等が高齢化へ移行し、また長寿化等により高齢者の団体が利用される機会がふえることは想定できているところでございます。

しかしながら、団塊の世代の方、一般的にもう70歳前後になっていらっしゃる方と思いますが、そういう方たちはもう既に高齢者としてカウントしておりますので、極端に今の利用者が急激にふえるようなことはないかと考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

それも数に入っているということでお答えを受けましたけれども、私が言いたいのは、あくまでも市の施策を遂行していく中で公民館というのは重要な拠点であるというふうなことで質問させていただいておりました。

そういった中で、いわゆる高齢者の方からの要望が一番多いのが、要するに吉田公民館の件なんですけれども、もう以前から言っているように、階段が非常に厳しくて、行事があっても参加したいんだけど、階段があるもんでなかなか参加しにくいというふうな要望が多いわけですね。そういった中で、もうこの質問は多分3回目ぐらいになると思うんですけども、その中でエレベーターの設置というふうなことでお願いをしてまいりました。その時点では市長の答弁といたしましては、構造的に非常に厳しいので、エレベーターの設置は難しいだろうというふうなお答えでございました。その中で、要するに中の1階、2階、3階のレイアウトを変えた対策をとることを検討したいというふうなお答えだったんですけども、その後、どうなっているのか、お尋ね申し上げます。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

前回もお答え申し上げましたように、とにかく御高齢の方々が3階まで上がられるという

のは非常に負担になっておられるということでございましたので、私どもは、今、使っております1階のフロアから、それから、執務室ですね、そして、図書館がございましたけれども、そういうところまで含めて一応検討をしたかどうかということで指示をいたしました。そういう中で検討をしたり、また、地域の方とも御意見も承っており、聞いておりますけれども、やはり今の状況の中で、1つは受付が2階に上がると、逆に不便だというようなこともございましたし、また、最近、子どもたちがやっぱり図書館に寄ってくる率が非常に高くなっているというようなこともございまして、できたら、今のままでという意見があったわけでございます。再度、今、御発言もございますので、もう一回、地域の方の意見も聞いてみたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

3階機能を真つすぐ下におろすことになれば、いわゆる事務室、あそこも変えなければならぬ状況だというふうに思いますけれども、そこまで大がかりなというんですかね、事務室をなくすような状況じゃなくて、例えば、今、小会議室と図書館、あそこをぶち抜きにすれば、大きなスペースができると思うんですよ。そういうことで、今、図書館の件を言われました。主体的に使っているのは子どもたちだというふうに思いますので、前回も申しあげましたけれども、子どもたちが2階に上がっていく分に関しましてはそう支障がないのかなというふうな私は感覚なんですけれども、その辺についてどう思われますか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私も議員と全く同じような考えで以前ちょっと検討をしてほしいということで依頼をしたところでございまして、考え方は同じでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

この改造に関してちょっとお尋ねですけど、これもう耐震検査は終わっているんですよ、吉田公民館は。

○議長（田口好秋君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（大島洋二郎君）

はい、建設年度は昭和58年度でございますので、もう既に耐震検査等は終わっております。
以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

そういったことで、もう耐震によつての建てかえということはもう当然考えられないわけですので、エレベーターの設置が無理であれば、やっぱり合理的に言えば、レイアウトを変えたほうが一番いいというふうに私は思うんです。そういった意味で、市長も同じ考えだというふうなことでございましたので、ぜひとも要望が多いわけですので、地域の方と話し合いをしながら、ぜひどういったレイアウトが一番いいのか、ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思ひますけど、再度お願ひします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

施設自体が固定をしているわけではございませんので、以前からそういう話があつて検討をさせていただいて、しかし、地域の方が今のまましばらくというようなことだったろうと思ひますので、もう一回そこらについては協議をさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

地域の方の要望はもうエレベーターという考え方と言われるんですけども、もう構造的に無理だというふうなことになっておりますので、ぜひそこら辺はよろしくお願ひ申し上げまして、次の質問に移りたいと思ひます。

この件に関しましては、先ほど川内議員のほうから質問がありました。処分の方法、その他についてはもう質問いたしません、いろんな方法があると思ひますので、あしたもあしたでそういった質問があるかと思ひますので、そこについては申し上げませんが、最終処分の考え方についてでございますが、今、市長の答弁の中では一番埋設処分が今のところベストだというふうなお答えだったんですけども、担当課にお尋ねしますが、そういった埋設のことについて地元から、地元からというか、猟友会等々から要望等はあつているのか、まず、お尋ね申し上げます。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

猟友会のほうからの意見等も聞いたことはございます。それと、また、太良町あたりのその猟友会の方等も会う機会ございまして、そこら辺でもそういう話があるということでもございました。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

それで、埋設のことについてお尋ねですけど、環境課長、お尋ねします。私有地であれば、そういった有害鳥獣等の処分、埋設することは法的に何ら問題ないのか、まず、確認を申し上げます。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

私有地についてそういう意味での埋設というのは問題ないと認識しています。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

例えば、わなの設置箇所、必ずしも自分の私有地でない場所にも設置してあると思うんですけども、そこで埋設をする、他人の土地に埋設するということは問題ないんですか。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

基本的に確認をいたしますけれども、まず、わなを設置するときには自分の土地以外であれば了解を得なければならないということだと思えます。

それと、埋設については鳥獣保護管理法の中で埋設は大丈夫ということになってはおりますけれども、やはりそこはその地主の方に了解を得た後の話であると認識をしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

例えば、水源地につながるような川のそば何メートルとか、そういった規制はないんですか。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

今の御質問につきましては、ちょっと勉強というか、確認をさせていただきたいと思います。多分ないとは思いますが、すみません。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

私も埋設して自然に分解していくことで水源に流れ込むことは多分ないだろうというふうなところに思っているんですが、ただ、水源近くの埋設に関してはどうなのかなというふうな考えを持っているんですよ。例えば、水源地になるダムサイトで捕獲をして、結局、埋設をするというふうな状況になったときに、環境的にどうなのか、あるいは感情的にどうなのかという部分が出てくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺はどういうふうに考えられます。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えいたします。

通常で捕獲した数少ない有害鳥獣をそういう形で埋設するとなった場合の環境汚染という意味では、多分、確認はいたしますけれども、問題ないと思いますが、それが一般廃棄物の処理場としての許可をとって埋設するということになれば、県のほうの許可が要りますので、その時点での諸条件はかなりついて、そういう意味での汚染関係は出ないような条件がつくんじゃないかと思えます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

いわゆるもう1,000頭を超す数がとれて全て埋設する、その広い土地の中で分散して埋めていけば、それは何ら問題ないと思うんです。例えば、集中的に水源近くでとれたときに、もう埋設をしたという話が広がったときに、それは感情的にどうなのかなというふうなこと

をちょっと思ったんですよ。

そういった意味で、いわゆる先ほどから申し上げておりますように、高齢化によって掘削が非常に困難で深く掘れない、浅場でも土をかぶせただけだとか、放置をしたというふうな状況の中で、山中であれば問題ないんでしょうけれども、民家近くでそういった状況になれば、小動物が引き出したり、においがしたり、非常にここら辺は問題になってくるんじゃないかなと思いますけれども、そこら辺についてはどういうふうに思われますか。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

基本的に、特例を除いて、場所が岩盤であるとか、そういう場所であれば、特例として土をかぶせるぐらいでいいということになってはおりますけれども、基本的には埋設ということですので、再度、猟友会のほうともお話をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

いわゆる狩猟期間はあくまでも猟友会の方が趣味の域でといいますか、自分の趣味でとられているから問題はないと思うんですけれども、有害鳥獣の駆除期間は要するに行政がお願いをして狩猟をしていただいて駆除していただいている状況だというふうに私は認識しております。そういった中で、駆除期間にとれたもので、許可を出してお願いをしているんだから、最終処分まで行政が責任を持つということも考えられないのではないかなというふうに思うんですけど、そこら辺の観点についてどういうふうにお考えですか。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

現在まで最終的な処分までということで捕獲報償金の中に含まれているという認識でっております。ただ、先ほどから御発言のように、高齢化等鑑みますと、ほかの方法も、例えば、先ほどから答弁しておりますように、広域協議会の中で、例えば、焼却施設をつくるのか、処理業者のほうに委託をすとか、ほかの方法も今後検討はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

害獣駆除期間内でとれた場合に、基本的に埋設するのが一番いいんでしょうけれども、今、言っているように、高齢化が進んで非常に苦慮してきているというふうな中で、ぜひともこれ何とかしてくれというふうな要望があったときに対して何らかの対応をすべきじゃないかなということ今回質問しているんですけれども、今後そういったことも考えられるということに認識してよろしいですかね。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

今後、先ほどからの発言のように、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

冒頭申し上げましたように、処理の方法としてはもう幾つかあると思います。その中であしたはあしたであると思いますが、きょうの川内議員のありました徳島県の例も一見の価値はあると思いますので、ぜひ視察に行かれてはどうかということをお願いしたいと思いきまして、次に質問を移らせていただきます。

質問の中で北海道を中心にいろんな外国資本等が日本国土を買っているというふうな状況の中で、要するに水資源の保護の観点から条例を定める自治体がふえてきているわけなんですけれども、外国資本自体が日本の国土を購入することについての規制というのはないですよ。まず、そこを確認したいんですが。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

市内でというお話（「いやいや、日本国内においてですよ。要するに外国資本が取得することに対しての規制はまずないですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

確認をいたしますけれども、面積要件によってあるかとは思いますが、再度、確認をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

以前もこの質問をしたので、ちょっと前回調べておったんですけど、たしか土地収用に関する法令というのはあったんですけども、ずっと、今現時点ではそれを反映されていないというふうな国会答弁がありました。そういった意味では、今、土地の取得がどんどん進んでいるんだろうというふうに思います。

そういった中で、外国資本でも、要するに宅地として普通の土地を取得するのは私はもう何ら問題ないだろうと思います。いわゆる国の重要機密の近く以外はですね、それは何ら問題ないんですけども、大規模な土地の取得がなされて、その中には水源が含まれているというような状況が、今、広がってきているわけですし、そういった意味では非常に危険だなというふうに思っております。

その一つが、また環境課長にお尋ねですけど、私、2つ問題点があると思うんですけど、1つは汚染の問題、もう一つは水源の枯渇の問題の2つがあると思うんですけど、まず、汚染について、前回問題になりましたけれども、要するに産廃の最終処分地の設置についての手順はどうなっているのか、まずは、お尋ねをしたいんですが。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えいたします。

最終処分地としての許可を県のほうに申請をしないと、処分場としての設置はできないということです。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

設置をしようとするれば、例えば、土地を取得し、近隣の同意があつて、県に申請をし、そ

れが通れば、もう設置ができるというふうなことで、最終的には許可権者は県ということで確認してよろしいですか。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えします。

基本的にはそういうことだと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

例えば、周囲の同意というのはどこら辺の範囲までというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えします。

その周囲をどの辺までということにつきましては、設置される場所、地形等で判断するものだと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

ということは、ケース・バイ・ケースになるんだろうけれども、例えば、水源地の上であつても、周囲の同意があれば設置できるというふうに確認していいですよ。

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えします。

ちょっとすみません、回答が前後しますけれども、県の許可の中に周囲の同意というのは

必ずとらなくてはいけないということじゃなっていないと思います。諸条件ございますけど、それは努力目標といいますか、一応とってくださいということは県のほうは指示をされると思いますけど、必ず絶対ということではないと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

ということは、県が許可をすれば、丸裸状態ですよ、はっきり言えば、その要件を満たしていればですね。その問題が1つあると思います。

もう一つ、進出、要するに企業誘致を進めておりますけれども、進出企業の中には食品関係だとか、あるいは機械関係もあるでしょうけれども、要するに廃液、排水、ここら辺による汚染ということは考えられるわけなんですけれども、そのことはもちろん基準内の規制の中で事業所を設置されると思いますけれども、それは当初だけなのか、途中で立ち入りができる権限があるのか、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えします。

詳細な法律についてちょっと手持ち資料ございませんけど、私が知っている範囲では途中の検査で立ち入ることができる認識をしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

ということは、何ら条例相当設置していなくても途中での立入調査はできるというふうに認識してよろしいんですかね。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えします。

そのような認識でよろしいと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

そういった事業所等来れば、水が必要な企業もあるかと思うんですけども、水の取水に関して河川からの直接取水はできないというふうに認識しておりますけれども、そこら辺の確認はどうですか。

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えします。

議員御発言のほうでよろしいと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

となりますと、地下水の利用になってくると思うんですけども、地下水の利用について、自分の土地、あるいは借用している土地内においてのくみ上げというのは多分規制がないと思うんですけど、そこら辺はいかがですか。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えします。

ちょっと今の件については確認させていただきたいと思います。申しわけございません。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

一番心配なのは、そういった地下水のくみ上げに関しての枯渇につながるんじゃないかというふうな部分なんですけれども、多分そのくみ上げの口径については規制があるのかなというふうに今のところ思っているんですが、調査に入るとき、一番最初のときに調査入るんでしょうけれども、途中で違法に口径を大きくして取水量が大きくふえるような状況も考え

られないこともないと思うんですけれども、そういった場合の立ち入りがどうなるのかというところが非常に心配なんですけれども、そこら辺についてはどういうふうにお考えですか。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えします。

申しわけございませんけど、その件についても、すみません、確認をさせていただきます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

そういったことで、何ら規制がない中で、いわゆる産廃も含め企業の進出、あるいは水そのものの取水の目的の施設、そういった非常に危険な部分があるかなというふうには私は思っているんですよ。そういった意味で、これも何回か目の質問になると思うんですけど、そういった意味で条例等の設置が必要じゃないかというふうに訴えてきましたが、今回の質問に出ておりますので、そこら辺には触れないようにということで一般論として今まで聞いてきたわけなんですけれども、そういった、今、質問した中のことも踏まえながら、今後の動きをよろしく願い申し上げまして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（田口好秋君）

これで辻浩一議員の一般質問を終わります。

引き続き、一般質問の議事を続けます。

12番大島恒典議員の発言を許します。大島恒典議員。

○12番（大島恒典君）

こんにちは。議席番号12番大島でございます。議長の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行わせていただきます。

3月に入りまして、寒のほうも少しずつ緩み始め、春の気配が感じられるようになりましたが、3月といいますと、2011年3月11日に起こりました東日本大震災が思い起こされます。6年たった今でも、いまだにたくさんの方々が苦しんでおられる姿を拝見いたしておりますと、本当に心が痛む思いであります。

そしてまた、昨年4月14日には熊本での大地震において大変大きな災害が起こり、改めて自然の脅威を覚えたところであります。今は、地震だけではなく、豪雨や台風など災害は来るとの認識を持ち、防災対策を行っていく必要があると感じているところでございます。

被災地の速やかな復興が進みますことと、ことし1年、大きな災害が起こらないことを念じまして、一般質問に入らせていただきたいと思います。

今回は、3点ほど質問させていただきたいと思います。

まず1点目は、ジェネリック医薬品の普及についてということで質問したいと思います。

国におきましては、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものとして、平成27年の閣議決定におきまして、平成29年度に70%以上、平成30年から平成32年度末までのなるべく早い段階で80%以上とする新たな数量シェア目標が設定されております。このことを受けての今後の国民健康保険への取り組みをお伺いいたしたいと思います。

あとの2点、太陽光発電におけるソーラーパネルの設置についてと有害鳥獣に関する問題については、降壇しての質問とさせていただきます。

○議長（田口好秋君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

大島恒典議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、壇上からはジェネリック医薬品の普及についてということでお尋ねでございます。

1点目のジェネリック医薬品の当市の普及率及び県内の状況は把握されているのかということでございます。

ジェネリック医薬品の嬉野市の普及率は、平成27年11月から平成28年10月の実績ベースで72.7%となっているところでございます。これは、県下第2位の普及率となっております。市民の皆さんの御理解をいただきながら、ジェネリック医薬品の普及が進んでいったというふうに考えているところでございます。

県内の状況はということでございますが、今のところ、県の平均は66.2%になっているということでございます。そういう中で、嬉野市は72.7%ということで、県下第2位の普及率になっているということでございます。

次に、2点目の後期高齢医療者保険においてはジェネリック医薬品希望シールが配付されているが、当市でも取り組む考えはないかということでございます。

県内の市町におきましても、ジェネリック医薬品普及に向けた取り組みはさまざまであり、現在、平成30年度からの国民健康保険の広域化に向けて、事務の平準化等の協議がなされているところでございます。こういった協議結果を踏まえて、ジェネリック医薬品希望シール等の取り組みも今後検討していく必要があると考えます。

なお、平成26年度にはジェネリック医薬品希望カードを作成し、全被保険者に配付しているところでございます。

現在、嬉野市では1月と7月の年2回、後発医薬品利用差額通知書を対象の方に通知させていただいているところでございます。

以上で大島恒典議員のお尋ねについてお答えとさせていただきます。

○議長（田口好秋君）

大島議員。

○12番（大島恒典君）

ありがとうございました。

ジェネリック医薬品普及率、嬉野市は県下第2位ということで大変安心したところでございます。72.7%といたしますと、国が目指しておる80%に近づきつつあるわけですが、担当課にお聞きしたいんですが、この率ですね、これは新年度、新しい数量計算の方式で出されたわけですね。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（諸井和広君）

お答えしたいと思います。

この数字は国民健康保険に限ったことございまして、ほかの協会けんぽとか共済組合の分は入っておりませんので、つけ加えて御説明したいと思います。

実績ベースとしては、平成27年11月から平成28年10月までの実績ベースでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

大島議員。

○12番（大島恒典君）

はい、わかりました。

こういった中で、国保ですけれども、先ほど県単一での動きがあると、30年にやっていくということで話が出ておるわけですが、国保の統一に向けた動きについて今の状況をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（諸井和広君）

お答え申し上げたいと思います。

県統一化ということで、平成30年4月をめどに今協議中でございますけれども、いろいろな問題がございまして、国が示しております標準税率及び納付金額につきまして、一応昨年10月末に試算という形で示されてはおります。一回示されておりますけれども、その数値自体が確かなものではないということで、国が改めてシステムの中身をもう一度検証されている段階でございまして、昨年、29年度の数値として出た数字では、試算の段階での数字なんですけれども、結構低い数字が出ておまして、その下の数字を使って現在の税率と比較しましたところ、現在の税率は高いということで、29年度の税率改正を見送ったということに

なっております。

ただし、新年度、30年度の税率に関しましては、国のシステム改修が確実に行われて、今後、このような標準税率とか納付税額が確定した段階で国保協議会等にお諮りをして、30年度の税率改正に向けて協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

大島議員。

○12番（大島恒典君）

ちょっと私も難しいことはわからないわけですがけれども、国保の統一に向けて、以前から市町でいろいろ上限が違って難しいんじゃないかということも言われておりました。

そういった中で今話が出てきているのは、国保、県が一つになるといっても中身は市町単位でやっていくというお話をお伺いしたことがあるわけですがけれども、そこら辺はどういうことになっているわけですか。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

30年4月に県に統一化されるということでございますけれども、全体の医療費を県でまず受けて、各市町村の分を全部一旦県がお支払いするという形が県の統一化ということになりますけれども、それを市町村に納付金として後で納めてもらう形式が統一化という形になります。

ただし、税に関しましては、各市町さまざまな税率がございます、今のところ、一遍に統一することは難しいという結論になっております。それをいつまでにするのかというのも、ある程度、何年かというめどをつけて、これから協議するという形になると思いますので、おおむね10年という形も前に出ておりましたけれども、そういうことも今後協議されるものと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

大島議員。

○12番（大島恒典君）

はい、わかりました。

そしたら、またジェネリック医薬品のほうに戻りたいと思いますけれども、今回提案しましたのは、私、後期高齢医療者保険のほうにお世話になっておまして、保険証カードに後期高齢の場合は氏名の下に小さなシールを張るようになっているわけですね。あれはやはり、

今はジェネリック医薬品を普及させるためにも、受付で提示して、お医者さんがそれを見て、そして薬剤師さんがそこでちゃんと機能しているかということですよ。

そういったときに、最初の段階で国保の場合はカードですね。今、26年だったですかね。あれは3年に1回ぐらい出しよるわけですかね、希望カードをですね。そういうカードを受付に出すときは、やはり2枚出さなきゃいかんわけですよ。そうするよりもカード1枚で、後期高齢は表面を見たらそこにシールがあるわけですから、それで確認ができると。社会保険者証のほうは裏側にそのシールを張るようになっております。ちょっと大き目のシールですけどね。

そういったことで、後期高齢者の保険者カードのシールは、私は一回、後期高齢者で申し上げたことがあるわけですがけれども、お年寄りさんがあの小さなシールを張るのはちょっと厳しいんじゃないかということで一回言ったこともあるわけですがけれども、そうした流れの中で、国保に関しても——今までこういう話はなかったわけですか。希望シールを張るといふ話はなかったわけですか。一点だけ。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

先ほども市長が答弁されたとおり、各市町、いろいろ対策を立てておられまして、カードで配られているところ、シールを張られているところ、またはケースを配付されているところもございます。

私ども嬉野市としては、平成26年に先ほども申しましたとおり、ジェネリック医薬品希望カードを配付したところでございます。ただ、毎年配るのもあれですので、3年に1回ぐらいというスパンで配付しようと思っておりますけれども、先ほど申しましたとおり、30年度から広域化が進みますので、その中でどうしていくのか、県の統一した考え方でシールを張るのかということも協議してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

大島議員。

○12番（大島恒典君）

このことに関しては、平準化を30年にされるということで、その中で話し合っていきたいということですが、保険証も一緒に統一されたカードになるわけですよ。そうした中にも入っていかれるでしょうから、国保連合会の中でも統一したジェネリックシールのやり方とかを発信していただきたいと思っております。

一昨年だったですか、保険医療給付費の調剤費、27年、C型肝炎の新薬が3剤出てきたも

ので、調剤費に対しては国保も結構負担がかかったわけです。そしてまた、悪性腫瘍のがんですね、そういうオプジーボ、あれが承認されたということで、今から調剤に関しては気にするところでございます。

オプジーボに関しましても、今、適用が1つだったですかね。それが今回、また臨床試験がされて、10個ぐらいですかね、そういったがんに適用になるということも聞いております。そういった中で、調剤費を下げっていくためにもそういった努力をしていただきたいと思いますけれども、先行して、このジェネリックシールについて市長にお伺いしますが、嬉野市としてこれは配付するだけでもいいわけですが、できるかできないか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

冒頭お答え申し上げましたように、嬉野市民の方の御理解は非常に進んでいるというふうに思っておりますので、国保以外の方々に対しても同じようなことで御理解いただければなというふうに思っております。

シール等につきましては、まだほかにもいろんな方法がございますので、引き続きジェネリック医薬品の利用率が上がるようにいろんな方法を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

大島議員。

○12番（大島恒典君）

わかりました。今から調剤費というのが大分高くなっていくわけですから、そこら辺、しっかりとした対応を行っていただきたいと思います。

そしたら、2点目に移りたいと思います。

太陽光、ソーラーパネルの設置についてでありますけれども、パネルの設置につきましては、平たん地では問題ないと思われませんが、丘陵地や山間部の設置につきましては、土砂の流出や雨水の流れの変化による災害も危惧される場所でもあります。

設置についてのガイドラインの策定も必要と感じる。このことについての所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

太陽光発電の、いわゆるソーラーパネルの設置についてという関連でお尋ねでございます。

嬉野市では、災害を未然に防止し、調和のとれた地域開発を行うために、嬉野市土地開発行為に関する災害防止条例を定めているところでございます。

条例の中では、開発行為を行う事業者が事業着手する前に事業計画書を届けることになっておりまして、必要となった際には改善の指示を行い、また、事業者においても、開発行為により周辺に影響を及ぼすおそれのある場合は周辺住民の同意を得なければならないとしておりますので、これに基づいて今までもやってまいりましたし、これからはしっかり対策をとってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

大島議員。

○12番（大島恒典君）

今回、平たん地では問題ないということで書いておりますけれども、ちょっと確認ですが、農地にソーラーパネル設置の要望があった場合の手続ですね、農業委員会のほうからお示しいただきたいと思っております。

○議長（田口好秋君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

農地から太陽光パネルへ転用される場合につきましては、まず、農業委員会のほうへ転用の手続をしていただきます。

その土地が農振地域であれば、まず農振地域の除外が基本になってきます。ただ、第1種農地につきましては、太陽光パネルの設置は認められないということになっておりますので、農業委員会へ申請をいただきまして、その後、総会の前に農業委員さんと事務局で現地調査を行います。現地調査を行いまして、現地でのり面の崩壊とか、いろいろな危険条件があった場合につきましては、申請者の方にいろいろな条件をつけて改善を求めていくことになっております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

大島議員。

○12番（大島恒典君）

はい、わかりました。

平たん地——平たん地といいますか、先ほど土地開発行為ということでおっしゃられましたけど、その土地開発行為について、ソーラーパネルを設置する場合にどういった規制があるのか、おわかりであれば。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

この土地開発行為に関する災害防止条例につきましては、都市計画区域外の3,000平米以上、こういう条件がございます。

届けをされまして、その際に、事業着手する前に事業計画書を提出していただくとなっております。必要となった際には改善の指示を行いまして、事業者において、開発行為によって周辺にちょっと影響を及ぼすよというおそれがある場合は、周辺住民の同意を得るということになっております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

大島議員。

○12番（大島恒典君）

3,000平米以下であったら別に関係ないわけですね。キロワット数とかなんとかは全然関係ないわけですね。はい、わかりました。

今回、丘陵地、山間部ということで問題提起しておるわけでございますけれども、先ほど農業委員会のほうからもありましたように、ソーラーパネルを設置する場合には転用届を出して、農地の形状を変えるときは形状変更の手続というか、申請をとるということになっているわけですね。

そういった中で農業委員会が認めればできるわけですけど、ただ、今、ソーラーパネルを設置しておられる場合は形状を変更したりとかなないわけですね。そういった場合に、丘陵地を利用した太陽光が竣工しやすいような条件で立てられるわけですから、そういった形でやられておるわけですが、普通、ソーラーパネルの地肌がむき出しになっておるわけで、そういった中で雨水によって土砂が流れたり、そして、雨水の流れというのは本当ちょっとしたことで流れが変わってまいります。そういったことで、水が集まってきた場合には大変危険な状態、下のほうには危険が及ぶ場合があるわけですから、そこら辺を私今回危惧したわけですね。

ただ、今回この質問をするときも、ソーラーパネルの設置につきまして、どこにどう質問したらいいのかなということで考えておったわけですが、いざ災害が起きた場合の責任の所在がはっきりしないんじゃないかと私今回考えて質問したわけですが、山間部につくったときに、いざ災害があったときの責任ですね、そこら辺の関係はどう考えられますか。

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

これは個別の事例等によるということもあると思いますので、後ほど関係の各課で協議をいたしまして、的を射た回答になるかどうかわかりませんが、協議結果をお知らせしたいと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

大島議員。

○12番（大島恒典君）

よろしく願いしておきたいと思えます。

責任問題と申し上げましたけれども、東北の大震災の事故以来、本当に再生可能エネルギーということで太陽光発電が急速に広まった関係で、日本国中あちこち、ソーラーパネルが急激にふえたところがございます。そういった中で、どうしても行政の対応が今のところ追いついていないということで、あちこち災害ということも見受けられます。

そうした中で、条例をつくって、ある程度、市の責任というか、県の責任というか、そこら辺を繕っていこうという動きがあるわけですが、これは佐賀県内でも多久市だったですかね、つくろうとしておられるわけですが、なかなか進まないということで、そこら辺で条例を含めて——条例を含めてといいますか、ある程度のガイドラインですね、嬉野市として指導、助言、勧告できるぐらいのガイドラインができないものかなと思って今回質問しているわけですが、その辺につきましてはどうお考えでしょうか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる設置をされて、それによって被害を受けると、また、災害が起きることについては考えられるわけがございますので、太陽光だけではなくて、そういうことが法的にどうなのかというようなことも検討しなくてはいけないと思いますので、先ほど担当課長が申し上げましたように、全体的にちょっと話し合いをいたしまして、答弁をさせていただき

たいと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

大島議員。

○12番（大島恒典君）

ぜひともそこら辺、ちょっとすり合わせしてもらって、いざ災害が起きては困るわけですから、よろしく願いしておきたいと思います。

この太陽光発電、とにかく再生可能エネルギーということで、これは今からも広がっていくものと思いますので、転ばぬ先のつえじゃないですけども、大分入ってきた状態ではありますけれども、条例とまではいかなくても、そこら辺のすり合わせをして、いざ、そういう災害が発生したときに責任の所在が明らかになるような方向に持って行っていただきたいと思います。

この件に関しましては、これで終わります。

3点目です。有害鳥獣駆除に関する問題について。

現在、有害鳥獣駆除後の処分については埋設処分がなされているが、猟友会の方の高齢化や埋設に対する労力の問題が指摘されており、今後の課題と考えるが市長の所見を伺うということで書いております。

一緒になりますけれども、よろしく願いします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほどのお答えと重なると思いますけれども、いわゆる埋設以外の処分方法となると、焼却または業者の方への委託などの処分が考えられるわけでございますけれども、先ほどからお話がありましたように、どうしても山中で捕獲される場合があるわけでございますので、捕獲された現場から、じゃ、どう運ぶのかということが今、大きな課題になっておるところでございます。それができさえすれば、処理の方法は業者の方に委託をすればいいわけでございますので、できるのではないかなと思いますので、山中でどこに処理場をつくりましても移動させにゃいかんということですから、そのところがやはり大きな——今、大型になっているものもすんでいるという話もありますので、非常に負担になっておられるんじゃないかなというふうに思いますので、今のところは処理をした後、いわゆる埋設処理という形で行われているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

大島議員。

○12番（大島恒典君）

ありがとうございました。

先ほど来質問があつておるわけですが、この最終処分につきましては、年々頭数がふえてきている状態で非常に危惧するわけですが、先ほど川内議員のほうからお話があつておりました徳島県の佐那河内村ですね、あそこでは微生物を使った処理をやつておるわけですが、これに使つておられる微生物というのが、普通我々、ボカシ堆肥をつくつたりするときは60度ぐらいで醗酵させてつくる。60度以上になると微生物が死ぬと言われておりましたが、ここの微生物は80度を超える微生物ですね。80度以上であれば活性化が強いということでやられておるわけです。そうした中で、やはり温度が高いと分解も早いわけで、その辺は、見てきた感想として効率がいい機械だとは思つたわけですが。

そうした中で、先ほどから話があつておりますけれども、この件に関しましては、一回、佐那河内村で勉強をされて、見てこられたほうがいいんじゃないかと思つます。

料金の問題も言つておられましたけれども、佐那河内村の機械を維持していくのに電気料等があるわけですが、佐那河内村では搬入者に対して使用料を取つておると。搬入される方が使用料を払つて、そこで処理してもらつてということになっておつて、結構年間の電気料とかコスト、使用料でペイするということでお話を伺つておられます。そういったことで、設置しやすい機械ではないかと思つておられますので、一回、このことについては勉強していただきたいと思つますけれども、農林課長にお答え願つたいと思つます。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

先ほどからそういう処理方法もあるということでお聞きしましたので、研究をしてみたいと思つます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

大島議員。

○12番（大島恒典君）

はい、わかりました。

この最終処分につきましては、先ほど辻議員のほうからもあつておりましたけれども、やはり伊万里のクリーンセンターで焼却処分してもらうのが一番ベターかなと思つておるわけですが、設立時の地域協定の中で有害鳥獣は燃やしてはならないという話になってお

るということで、今のところ無理ということではありますけれども、この問題は、構成市町、皆さん同じ悩みだと思いますので、そこら辺は近々にということはいい切れませんが、声を上げていただいて、焼却処分できるように持っていただきたいと思っておりますけれども、そこら辺、市長にもう一回伺いたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

処理のやり方はいろいろあると思いますけれども、先ほどから申し上げておりますように、以前も焼却できる処理場を各自治体でつくったらどうかというようなことも考えまして、多良岳林道沿いにつくればいいんじゃないかということで、そこまで勉強したこともありました。

しかし、そうなっても、先ほど言いましたようにイノシシの捕獲場所が全然違うわけでございますので、じゃ、そこまでどう持っていくのかと。そこが非常に負担になっておられるわけでございますので、そのところの解決策ができれば、先ほど言いましたいろんな処理方法はあるわけでございますので、そこらについては、猟友会の方あたりの意見を聞いてやっていった方がいいんじゃないかなというふうに思います。それら辺については、また勉強させていただきたいと思います。

ただ、西部地区の処理センターにつきましては、先ほど議会での発言も受けて、地域の地元の方の御了解をいただけていないということでございますので、しばらくは難しいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

大島議員。

○12番（大島恒典君）

わかりました。

クリーンセンターの場合は、なかなか今のところ厳しい状態だと思いますけれども、やはり周辺構成市町、悩んでおられるのは一緒だと思いますので、今後とも引き続きベターな解決策を探っていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（田口好秋君）

これで大島恒典議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで13時まで休憩いたします。

午前11時28分 休憩

○議長（田口好秋君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問の議事を続けます。

8 番田中平一郎議員の発言を許します。田中平一郎議員。

○8 番（田中平一郎君）

議席番号 8 番田中平一郎です。本日は傍聴席の皆さん、大変忙しい中に傍聴いただきまして、まことにありがとうございます。最後までよろしく願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

まず、今回は 2 項目について質問させていただきます。

1 つ目、第 2 弾、五町田火の口交差点の改良についてと、2 項目め、高齢者の免許証返納についてでございます。

まず、1 項目めの五町田火の口交差点の改良について。

五町田火の口交差点は、変則交差点で学生の通学路でもあり、大変危険な交差点でもあります。また、追突事故もたびたび発生しておりまして、地元の五町田地区の皆さんはもとより、近隣周辺の地域住民のためにも一日も早い改良を望んでおられるところでございます。

昨年の 9 月議会で私一般質問をさせていただきましたが、その後の進捗状況はどのようになっているのか、以下 5 点についてお伺いいたします。

1、昨年の 12 月末に土木事務所との話し合いをされていますが、その内容はどのようなものだったのか。

2、県との話し合いの結果を地権者の方に説明に行かれたのか。

3、説明の内容に対して地権者の方はどう返答されたのか。

4、市としては、地権者に対して今後具体的にどのように進めていこうと考えておられるのか。

5、話が順調に進んだとして、測量まで取りかかるにはいつの時期になるのか。また、加えて予算づけは概略でいつごろになるのか、お尋ねしたいと思います。

2 項目めは、高齢者の免許証返納についてでございます。

全国で高齢者の事故が多発している中で、歩行者の列に車が突っ込み、保育園、小学生など児童の事故が多く見られ、社会的問題となっております。高齢になると瞬時の判断が鈍くなり、あらゆる事故が発生しております。こういう事故を未然に防ぐためにも、最近では高齢者の免許証を返納する人がふえております。

今後、高齢者がふえる中で嬉野市としてはどのような支援をしていくのか、以下 4 点についてお伺いいたします。

1、高齢者による免許証返納者は佐賀県で 1,450 人ぐらいおられますが、嬉野市において

は何名ほどおられるのか、お聞きします。

2、高齢者の買い物、病院用事などに不便さがあると思われませんが、返納された方の生の声を聞かれたことがあるのかどうか、お伺いします。

3、本市では年間8,000円のチケット券を発行されておられますが、これでは足りないのではないか、この点もお伺いいたします。

4、今後はさらに高齢者が増加すると思われませんが、今後の対策としてはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

以上、壇上ではこれで終わります。あとは質問席で質問させていただきます。

○議長（田口好秋君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

田中平一郎議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、1点目が五町田火の口交差点の改良について、2点目が高齢者の運転免許証返納についてということでございます。通して壇上からお答え申し上げたいと思います。

1点目の五町田火の口交差点の改良について、昨年の12月末に土木事務所との話し合いをされているが、その内容はどのようなものだったのかということでございます。

県道大木庭武雄線の五町田火の口交差点の件でございますが、9月議会の一般質問で地権者の方とお会いされ、意見を伺われたという御発言がございましたので、土木事務所との協議を行ったところでございます。

協議内容といたしましては、議員が地権者と会われた際の内容報告と、工事については前向きなお返事であったとのことでございますので、本市としても何らかの協力ができないかを検討し、事業化へ向けてお互い協力する旨の協議を行ったと聞いておるところでございます。

次に、2点目の県との話し合いの結果を地権者の方に説明したかということでございます。

県の協議内容の報告という御質問でございますが、担当課のほうからは、昨年末に地権者のほうへ説明に伺ったと報告を受けておるところでございます。

説明の内容に対して地権者の方はどう返答されたのかということでございますけれども、地権者の返答ということでございますが、私どもの説明については前向きなお返事を頂戴したと認識しておるところでございます。

杵藤土木事務所につきましては、現地にお住まいの権利者と協議をされ、ほかの権利者の方へも説明をお願いされたと聞いておるところでございます。

市として、地権者に対して今後具体的にどのように進めていこうと考えているのかというお尋ねでございます。

今後の進め方でございますけれども、地権者さんへ説明を行いましたとおり、県道の事業へ御協力、御同意をいただくようお願いしていきたいと考えております。県との協議がなされれば、地権者さんへ説明したとおり、本市としての事業展開を進めてまいりたいと考えております。

5点目の、話が順調に進んだとして、測量まで取りかかるにはいつの時期なのか、加えて予算づけは概略でいつごろになるのかということでございますけれども、杵藤土木事務所へお尋ねいたしました、時期については回答しかねるとのことでございます。

私どもといたしましても、杵藤土木事務所と協力して早目の事業化ができるよう努力をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の高齢者の運転免許証返納についてということでございます。

1点目の、高齢者による運転免許証返納者は佐賀県で1,450人ぐらいおられるが、嬉野市においては何名ほどおられるのかということでございます。

平成28年1月から12月までの運転免許証返納者は、佐賀県全体で1,438人となっており、鹿島警察署に照合しましたが、市町ごとに統計はとっていないということでございます。

嬉野幹部派出所の受け付けでは48人、鹿島警察署受け付けでは117人になっております。この鹿島警察署受け付け分は、鹿島市、太良町、嬉野市塩田町の方の全体の受け付け件数でございます。

嬉野市高齢者運転免許証自主返納支援事業実績としては、平成27年度45人となっております。

2点目の、高齢者の買い物、病院用事などに不便さがあると思うが、返納された方からの生の声を聞かれたことがあるかということでございますけど、高齢者運転免許証自主返納支援事業の受け付けを行う中では、大半はタクシー券をもらえるのでありがたいという声があったところでございます。

次に、3点目の本市でも返納者への補助があるが、足りないのではないかとということでございます。

嬉野市では、県内でも先駆けて平成24年度から運転経歴証明書手数料の補助とタクシー券16枚を1回限り、3年間有効の分でございますが、発行しておるところでございます。免許証自主返納のきっかけづくりとして事業を行ったところでございます。

次に、今後はさらに高齢者が増加すると思われるが、今後の対策としてはどのように考えているかということでございます。

嬉野市で行っております高齢者運転免許証自主返納支援事業、また、タクシー会社による割引サービス等もございますので、現在の公共交通の実情を確認しまして、地域住民の移動手段を持続的に確保するため、乗り合いタクシーやコミュニティバス、また、バス、タクシーなどの地域公共交通体系の検討も必要ではないかと考えておるところでございます。

以上で田中平一郎議員のお尋ねについてお答えとさせていただきます。

○議長（田口好秋君）

田中平一郎議員。

○8番（田中平一郎君）

それでは、順を追って質問させていただきます。

昨年の9月に一般質問をさせていただきましたけど、その中での答弁を少し読ませていただきます。

まず、五町田火の口交差点は長い間議論をされてきましたが、いまだに工事が進まないのはなぜかという問いに対して建設・新幹線課長は、ある一部の地権者さんとまだ協議が調わないということで、なかなか工事着工には至っていないと答弁されております。

次に、今までどういう対応をされたかとの問いに対して建設・新幹線課長は、平成12年ぐらいに今の交差点の計画図ができ上がったと。その後、平成13年から16年にかけて用地交渉、用地買収が行われたと。

ここで、この交差点は小学生、中学生、高校生の通学路でもあるため、安全に通学ができるようにできないかという問いに対して市長は、一日も早い工事完了を期待していると。

この交差点の今後の考え方はどう思うかに対して、市としてもできるだけ協力をしていく、また、土木事務所と解決方法を模索してまいりたいという答弁でありました。

地権者の相手の要望も聞きながら進めていくべきと思うがいかがかという問いに対しまして建設・新幹線課長は、県の意向などを十分話させていただきながら、協力をして進めさせていただきたいという答弁を言っておられます。

その後、半年を過ぎまして、先ほど通告書にも出しておりましたが、進捗状況はどういうふうになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

今現在の進捗という御質問でございますけれども、9月議会終了後、先ほど市長が答弁をいたしましたように土木事務所とも協議をいたしております。その後、私、あと総務課長、それと建設・新幹線課の担当と、今まで窓口になっていただいている方のおたくにお邪魔をいたしまして、県事業の考え方、それとそれに伴います私たち嬉野市のかかわり方等について説明をさせていただいたような状況でございます、その協議の結果をもって杵藤土木事務所のほうにもまた再度お伺いした旨の報告はいたしております。

その後、杵藤土木事務所のほうからお聞きしている状況については、2月の中旬以降に火の口交差点にお住まいであられる地権者の方とお会いをなされたということをお伺いして

す。

その後、私どもがお訪ねをいたしました、今まで窓口になっていただいている地権者の方とも2月の末にお会いをされて、まだ相続等がなされていないというような状況もございますので、そういった説明とか、事業に向けてのお話をしたというふうに通っているような状況でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中平一郎議員。

○8番（田中平一郎君）

先ほどの説明は大体わかりましたけど、その前の段階ですね、私ども五町田の区長さんを初め、区長さんたちと土木事務所に平成28年の10月25日、3回ほど出向いて、県のほうとお話をしてまいりました。

最初は、あそこは危険な交差点ですのでどうにかならないでしょうかという要望、お願いだけでありましたけど、3回出向いて、中身の中までお話をすることができました。

そういうことで、常に私だけじゃなくても、五町田の区長さん、大区長さん、常に3名、5名、7名ぐらいで行っております。その中で、ことしの1月16日、土木事務所に行きまして、何点か質問をさせていただきました。

その中で、五町田火の口交差点につきましては、16年前の当初の計画どおり、買収した土地があります。いつまでそのままにしているのかという質問をいたしました。そしたら、答えは、火の口交差点をつくる時に同時に工事を進めていくというお答えをいただきました。

それで、県は買収に対し、家にかからないように計画をされているが、変更する考えはないのかということも質問いたしました。しかし、県としては変更する考えはないと言われましたので、ああ、そうですか、わかりましたと。

じゃ、変える考えはないとするならば、土木事務所と市との間でどのような話し合いがなされたのかとの質問をしました。答えは、土木事務所と市とでお互いに協力し合って進めていきましょうねということで話をしたと言われました。

では、市としてはお互い協力をしていきましょうねと。それなら、市としてはどんな協力をしていくのか、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

火の口交差点の件につきましては、以前から課題になっていたところでございまして、また、武雄大木庭線の整備につきましては、合併以前から課題になっておったところでござい

ます。

幸いにいたしまして、武雄大木庭線につきましては、地権者の方々の御理解をいただきまして、いわゆる歩道関係の整備がほぼ完了したところでございまして、これから火の口交差点の整備に入っていくのではないかなというふうに思っておるところでございます。

私どもといたしましては、まずは県のほうが話を進めておられますので、県のほうの現計画での道路の整備の進捗状況をぜひ見させていただいて、それから協議をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

田中平一郎議員。

○8番（田中平一郎君）

土木事務所としては、今、市長が言われましたように県との考えもありましょうし、相手の地権者に対してそういう流れを説明に行かれるんですかとも質問しましたし、説明に行くならいつごろ行かれるんですかと聞きました。

答弁としましては、土木事務所と市との話し合いがなされて、ある程度まとまってから説明に行くと言われましたので、この点は、どのくらい市と話し合いをしてから土木事務所が行かれるのか、その点をお伺いしたいんですけど……。

市と土木事務所は今後まだまだ話す余地があると思いますので、ある程度まとまってから土木事務所は説明に行くと言われましたので、どこんたいまでまとまったら土木事務所は行かれるんですかね、伺います。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

県の担当の方も先方の関係者の方とお会いされたということでございますし、基本的には話が進んでいるということでございますので、あとは県の予算づけの時期にあわせて県が最終的にどういう話をされるのかということをお私どもとしては注目していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

田中平一郎議員。

○8番（田中平一郎君）

予算づけはまだまだ先、まだわからないというさっきの市長の答弁でしたので、その前の段階がいっぱいあると思うんです。

そこで、市の担当者としては、この地権者の方に——鳥栖に代表者がおられますけど、行かれたんでしょうか。そして、どういう説明をして、どういう返事をもってこられたのか、お伺いします。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

先ほど答弁をいたしましたように、昨年12月21日の日に鳥栖のほうへお伺いをいたしております。

その中では、どうしても県道自体は県の事業でございますので、まずはそちらのほうとしっかり話をさせていただいて、その後については、先ほど市長が言いましたように、市として協力できる分については協力をさせていただきたいという旨の御相談をさせていただいたというような状況でございます。まずもっては県道のほうがスムーズに物事が進まない、どうにも私どもとしても動きようがないというような状況の説明をさせていただいたような次第でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中平一郎議員。

○8番（田中平一郎君）

私たちは、28年の7月からこれはどうにかせにゃいかんということで区長さんたちと動いたわけですけど、7月5日に行きまして、8月30日に行っております。この2回行ったときは、とにかく頭を縦に振らなかったから、うん、よかろうという気持ちを促してもらうために再度行ったんですけど、10月5日には前向きに考えて、オッケーの気持ちをあらわしてくれました。そういう中で話がずっと進んできたわけですよ。

だから、その間に土木事務所にも我々区長さんたちと行って話をされる中で、県としてはある程度まとまれば——そのまとまればということは何か、同意ですよ、同意書。結局は地権者等の、その家族との同意書、これが得られればすぐに移られるということをお聞きしましたので、そこを進めるためには、市としては県の土地と市の残った土地があるじゃないですか、その同意書を得るには、県は県で家族、例えば東京都とか、よそに出ておられる家族の同意を得らにゃいかんわけですから、それはどこがやるんですかね、お伺いします。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

先ほども言いましたように、まずは県道のほうに御同意をいただくというのが大前提かと思っております。県道につきましても御同意につきましても、県のほうが窓口になって動かれるという認識でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中平一郎議員。

○8番（田中平一郎君）

地権者の方はオッケーを出されていますから、あと同意をとって県のほうに申告というか、報告というか、提出をされればよかわけでしょう。そいぎ、あとの残った土地は、市としてはどうお考えですか。

県は、交差点にかかるだけの土地を買収する。そいぎ、そいぎ、残った土地は誰がどうするのか。ほったらかしておくのか。家にはかからんごとつくとすれば、地権者の方は反対しますよ。前後ろ、道路ですもん。そこなんですよ、一番難しい点は。道路から挟まれて、もう動かれん状態のところでは生活もしづらいと思いますけど、その点の県がかかる用地を買収したら残りの土地はどうなるのか、その点は市としてはどうお考えなのか。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

残地についてどうなるのかという御質問ですけれども、先ほど市長が答弁をいたしましたように、まずは県道がきれいに確定をした——県道等の事業に対しての御同意をいただいて、県の事業が進んだという中で、嬉野市が協力できる分については考えていきたいという市長の答弁もございましたので、そういった方向になるのではないかとというふうに考えはいたしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中平一郎議員。

○8番（田中平一郎君）

はい、わかりました。

まずは県の土地が先ということですね。その後に市がまた何らかの形で検討をしていくということになるわけですね。そこんたいは、私は同時進行でいくのかなと。お互い協力していきましょうという土木事務所の答えだったものですから、同時並行でいくのかなと私は思っていましたので、今の答弁では、要するに県の土地を先と。県の土地を先にしてから市が検討するという認識でよろしいでしょうか。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

基本的には、何回も答弁いたしますけれども、まず県のほうの事業に御同意をいただいて、県のほうの進捗が進んでいくというような状況になれば、当然のことながら、私たちが早い時期での事業化なり等を検討はしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

田中平一郎議員。

○8番（田中平一郎君）

県の事業が確定した後ということですかね。そいぎ、県の事業が確定するには地権者の同意書が要って、完璧に書類もそろったと。そういう時点で予算づけか、測量の段階に入ると思うんですけど、まずはそちらのほうを優先的にすれば順調にいくということですかね。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

一部は、どうしても県のほうと同時進行というような部分もあろうかと思っておりますけれども、まずは県事業に対しての御同意がいただけて、その後、一部については並行的な交渉と申しますか、そういったことの話し合いというのは並行していくような、物によってはそういったものもあろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中平一郎議員。

○8番（田中平一郎君）

今のは、その交差点も、一日でも早い交差点の改良を目指すならば、いつごろから測量とかに取りかかるのかということも質問いたしました。ことしじゅうに予算を確保できないのかと私も前向きに質問しましたが、地権者の方が家族の同意を得られて、準備が整った時点で測量予算にかかりたいと言われましたので、ああそうですかということで、それならいつごろになる予定ですかと聞いたんです。

県としては、29年度中に全部書類をそろえて、30年度に取りかかりたいとちゃんと答弁ももらいました。それなら、市とお互い協力しながら、将来の子どもたちのためにも安全な交差点をつくってくれんですかということで再度お願いしてきたわけです。

そういう流れで一つ一つ踏んで、みんなが安全で、いい交差点ができるように皆さん頑張ってくださいと思います。

これ以上、いろいろ議論を重ねても平行線になると思いますので、私たちの区民の、五町田地区の区長さんたちの気持ちも十分考慮に入れながら、市としても、市長も前向きでこれいのできるように頑張ってくださいと思います。

それでは、次の項目に入りたいと思います。

壇上のほうで、全国で高齢者の事故が非常に多発しているという中で、高齢者の免許証の返納について4点ほど上げておりますけど、簡潔に流したいと思います。

今後、高齢者による免許証返納が佐賀県で1,438名、1,450人ぐらいと私言いましたけど、大体そのくらいだろうと思いましたが言ったんですけど、この中で嬉野市が45名と。それで、高齢者の買い物、病院用事などに不便さがあるのではないかということで、返納された方の生の声を聞いたことがあるか。ありますか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど申しあげましたように、返納したときに私どもでタクシー券をほかの自治体より先に用意したわけでございますので、非常にそういう点では喜んでいただいているという声があるということを御紹介したところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

田中平一郎議員。

○8番（田中平一郎君）

3年間で1回切りの8,000円、1回返納するときに1,000円要ります。それも返ってきますから大体9,000円。そしたら、塩田から鹿島まで行くのにタクシーに乗ったら1,000円ぐらいかかります。それで、往復すると2,000円。もう4回ぐらいで終わります。果たしてこれで足るのかということです。

青森県は1カ月1万円、鹿児島県は年間14万円、全国の市町村ではいろいろ違いますけど、それにしても嬉野市は少ないんじゃないかと思えますから、今後、少しふやす考えはないんですか。副市長、どう思いますか。

○議長（田口好秋君）

副市長。

○副市長（中島庸二君）

お答えいたします。

この件につきましては、今後の返納者の数がふえれば非常に財源的に厳しくなるということで、一応今のところの制度でしばらくはいきたいと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午後 1 時34分 休憩

午後 1 時34分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

田中平一郎議員。

○8番（田中平一郎君）

ことしの4月1日からですか、佐賀県一斉にタクシーを利用したら1割、返納された方の証書を持っている方に限って1割まけるということで、佐賀県全域、タクシー会社と提携を結んでしておられます。

助かることは助かるんですけどね、少しは。でも、うちの嬉野市としては、私は思うんですけど、その1割を半額ぐらいに嬉野市でできないかなと思うんですけど、かかった分の半額。佐賀県は1割ですけど、その点はどがんお考えでしょうか。そしたら、もっと楽になる、皆さんがですね。免許証を返された方の声を聞くと、やっぱり不便かもんうと。あいどん、事故起こすぎ大変やっけんということで、市長は嬉野市に優しい、高齢者のためにとするならば、そこんたいをもう少し考えて、半額にしてやったり、もう少しふやしたり、チケットを1年分ぐらいふやしたりしてほしいと思いますけど、その点は議案に上がっていますから余り言いませんけど、考えてください。もうそれで終わります。

だから、これから高齢者がふえるとわかっていますので、今後の対策をどのようにしていくか、最後にそれをちょっと聞いてみたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

高齢者のいわゆる利便性の確保ということにつきましては、それぞれの自治体の違いがあるわけでございますので、研究していくのはやぶさかではないというふうに思っております。

ただ一方、私たちといたしましても、地域交通の確保ということで、また別の予算で相当な予算を確保しているわけでございますので、そういう兼ね合いも勘案しながら対処していかなければならないと思っております。

またもう一つは、今までと同じように、確かに免許証を返納されますと利便性は相当制限

がかかるということでございますけれども、しかし、それは安心・安全を確保していくためのハードルの中でクリアしなくてはならない一つのハードルだというふうに思っておりますので、生活のパターンを家族全体で話し合っただけで変えていただくとか、そういう点をやはりしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

また、自治体としては、地域全体での利便性の確保というのはまだほかに方法があるのかどうか、そこらについては研究をしていかなければならないというふうに思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

田中平一郎議員。

○8番（田中平一郎君）

よくわかりました。これから高齢者の方もある程度は安心できるように、行政のほうでちゃんとしていただければ、また安全にいくと思いますので、今後ともふるさと納税をどんどんふやして、その中でまた検討をしていただきたいと思いますと思っております。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（田口好秋君）

これで田中平一郎議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

16番西村信夫議員の発言を許します。西村信夫議員。

○16番（西村信夫君）

通告の順序に従いまして一般質問を行います。本日は、たくさんの傍聴者に来ていただきまして、まことにありがとうございます。

早速、私は今回、大きく分けて2点質問を出しております。まず第1点目に、働き方改革について、それから、ストレスチェック制度についてということで、順次質問をさせていただきます。

日本の長時間労働者の割合は、欧米諸国の約2倍と言われております。人口減少社会を迎える中で、長時間労働者の仕事と子育てなどの家庭生活を困難にし、女性のキャリア形成、男性の家庭参画を拒む大きな原因となっております。

そのような中で、国においては、長時間労働の是正を初めとする働き方改革を最大のチャレンジと捉え、多様な働き方が可能となるよう、社会の発想や制度を大きく転換する取り組みを進めようとしております。

そこで、働き方改革について、以下4点質問をいたします。

まず第1点目に、政府が重要課題の一つと位置づけた働き方改革は、本市の職員、一般職非常勤職員にどのような影響があるのか、本市の計画、取り組みなどをお伺いしたいと思

ます。

それから2番目に、また、総務省の有識者研究会は、自治体で働く非正規公務員にも賞与、いわゆる期末手当を支給するよう検討すべきという報告書をまとめました。本市も、処遇改善のために必要な措置を講じるべきではないかと思いますが、市長の答弁を求めたいと思います。

3番目、本市の一般職非常勤の休暇制度の整備についてどのようになっておるのか、お伺いをいたしたいと思います。

それから4番目、佐賀県は、県内自治体公務員給与の水準を示す、いわゆるラスパイレス指数を公表いたしました。嬉野市は96.1で、県下の自治体20市町あるわけですがけれども、下から2番目、18位と、依然として公務員給与の低い水準になっております。これを改善すべきではないかという質問に対して、市長の答弁を求めていきたいと思ひます。

あと、ストレスチェック制度については、質問席のほうで質問をさせていただきます。

○議長（田口好秋君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

西村信夫議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、働き方改革についてということでございます。

働き方改革についての、まず1点目でございますけれども、働き方改革について、本市職員、非常勤職員にどのような影響があるのか、また、本市の計画、取り組み等を具体的に伺うということでございます。

働き方改革につきましては、平成28年3月に、平成28年4月1日から平成33年3月31日までを計画期間として、嬉野市特定事業主行動計画及び嬉野市女性職員の活躍の推進に関する策定事業行動計画を策定したところでございます。

超過勤務の削減や休暇の取得の促進、ライフイベントに応じた人事配置、男性職員の育児休業の取得等、具体的に数値目標なども盛り込み、取り組みを行っているところでございます。

また2点目の、総務省の有識者研究会は、自治体で働く非正規公務員にも賞与、期末手当を支給するよう検討すべきという報告をまとめた。本市でも処遇改善のために必要な措置を講じるべきではないかというお尋ねでございます。

非正規公務員、いわゆる本市では一般職非常勤職員になるかと思いますが、現在、対象の方は嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例等の中で、通勤手当や社会保険等についての規定を定め、適切に、既に必要な措置を行っているところでございます。

賞与については、現在、支給できる法の整備がなされておりません。今後、支給する給与体系が国によって法整備をされれば、規定に沿って必要な措置を講じることもあるというふ

うに考えておるところでございます。

次に、一般職非常勤職員の休暇制度の整備について本市の取り組みを伺うということでございます。

この休暇制度に関しましても、嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例等の中で、忌引や選挙権その他の公民権行使、裁判員、証人等として出頭する際の有給休暇や夏季休暇等についても取得できるようになっておるところでございます。

次、4点目の、佐賀県は、県内自治体公務員給与の水準を示すラスパイレス指数を公表した。嬉野市は96.1で、県内18位と、依然として低いが、改善すべきではないかということでございます。

ラスパイレス指数の算出方法は、職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成と同一と仮定して算出するものでございまして、地方公共団体の仮定給料総額を国の実俸給総額で除して得る加重平均となっております。

そのため、給与が必ずしも他市と比較して低いとは判断できないのではないかと考えておるところでございます。今後、詳細な分析を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上で西村信夫議員のお尋ねについてお答えとさせていただきます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず第1点目に、働き方改革についてということで、国は躍起になって今、働き方改革をしようということで進められておりますけれども、これは今、報告書が提示されたわけで、あとは今秋の国会のほうに上程という運びになっているようですけれども、既に、よその市町においては、働き方改革に向けての取り組みを進められておるという状況も伺っておりますが、本市の状況はどういうふうになっているのか、その点、お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

働き方改革、今、報道等、いろいろされております。これに向けては逐一、情報を取り入れながら、これに対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

対応していきたいというのは、いつごろから、法整備がされてから対応していくのか、それとも、法整備の前に順次、計画的に検討していくのか、その点、お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

法整備を受けて、施行していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

法整備を受けてということで、国の法の整備に準ずるもとでやっていくというのは理解するわけですが、既に、先ほど申し上げたように、各県においては、やっぱり、職員の労働環境の改善に向けて、刻々と進めている自治体もあるということをお聞きしたいと思っておりますが、その点、どういう理解していただきますか、お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

法整備が必要な部分については、当然、その後ということですので、法整備以前に既に実行できる分については早目に実行していきたいと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

総務省も4月1日時点におきましては、やはり、今年の4月ですかね、これはもう既に自治体においても先進地と言われるか、こういった部分についてはある程度の方向づけをしながら進められておるといったのは理解していただいておりますけれども、嬉野市としても、推進協とか、あるいは各部署において、これを検討していく余地はないかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

この件については、そういった部署で前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

先ほど申し上げたように、私からの要望としては、やはり、働き方改革推進チーム、これを設置して、早急な取り組みをしていただくべきと私は願っております。ぜひお願いしたいと思います。

また、2項目めですけれども、総務省の有識者会議は提言書を提出したわけですけれども、特に今回の大きく変わった部分については、一般職非常勤の職員についても、年度末手当、いわゆる賞与、手当等を含めて支給すべきじゃないかと結論づけております。そのあたりで市長、どのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる非常勤の方に対する対応等につきましては、嬉野市は十分やってきているというふうに思っております。できるだけ、そういうものについては配慮していきたいと考えておるところでございます。

ただ、先ほどお答え申し上げましたように、いわゆる一時金の件については、まだ法整備がなされておられませんので、法整備ができた後には、当然対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

それぞれ、どこの市町においても、自治体に働く非常勤職員が多いわけでありまして、全国では64万5,000人おるといふうなことで言われております。そういう中で、佐賀県ではどれくらいかということで調査をいたしましたところ、佐賀県ではことしの1月1日現在、6,128名が一般職非常勤ということになっております。

嬉野市においては、今現在どのようになっているのか、何%の割合になっておるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

現在、一般職非常勤が148名おまして、職員が197名、これは各機関に派遣している者を除いておりますので、43%程度が全体での割合ということになるかと思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

43%、もう半数近くになってきておるわけですね。これがややもすれば、職員よりも一般職非常勤の職員数が多いじゃないかと、逆転するんじゃないかという予測もあるわけですが、私も調査をいたしましたところ、やはり全国的にも50%を超えたところもあります。その中で、佐世保の佐々町ですかね、もう60%ぐらいおるところもあります。これはデータで、今、ネットで示してありますけれども、恐らく、そういった非常勤職員が自治体の業務を、半数の方以上がやっていくんではないかという危機感が私はあります。

そういった意味で、本市も50%を超えるということは当然あり得ないと思いますが、そのあたり、市長、どのようにお考えなのか、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

やはり、私どもとしては正規の職員を中心に考えておるわけでございますけど、業務の中身によっては、そういうふうな形で非常勤の職員にお願いするところがふえてきているのは事実だろうというふうに思っておりますけれども、しかし、それによって業務の質が落ちるとか、そういうことがあってはいけませんので、そこらについては十分配慮しながら努力をしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

ただ、職員の中身と、また雇用の問題は別だと思っておりますので、雇用については、それはそれなりのしっかりした、待遇については、それはそれなりに、正規職員、非常勤職員、それぞれの立場で対応できるように努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

そういった意味で、非常に職員数が、正職員の方が少なくなって、非常勤職員が多いというのは全国的な傾向で見られますけれども、やはり、同じお仕事をしながら、同一労働、同

一賃金というふうなことが国で言われておりますけれども、市長、この同一労働、同一賃金というのをどのように捉えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

基本的には理解をするわけがございますけれども、しかし、やはり職種によって大きく違うのではないかなというふうに思っております。例えば、製造業とか、いろんな形での業務の場合と、私どものような、また、いわゆる公務の立場は違うわけがございます。しかし、その中で、働いていただく方について、待遇によって大きな差があるということは好ましいことではないと思いますので、非常勤の職員であっても、できるだけ配慮していきたいというふうに思って、今までも努力してきたところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

職種によって大きく違うところがあると、今、市長答弁いただきましたけれども、例えば、うちの福祉課のほうでも、同じ仕事をして、同じ業務量をこなしていても、賃金が片や非常勤職員は14万円ですね。勤務時間については、1週間に4日ですかね。4日の16時間やったかな、というようなことで少なくはありますけれども、そのあたりを少し、もっと改善すべきではないかということで、この国の提言書にもあるわけですので、もう少し非常勤と、そして一般職員の関係につきましても、同一労働、同一賃金という国の動きがあります。安倍総理も、同一労働、同一賃金というのは是正をしていくというふうなことを明言されております。

そういった意味で、嬉野市としての取り組みはどうなのか、再度、お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、やはり、同じ職場で仕事をしていただいているわけがございますので、もちろん、正規の職員と、それから非常勤でお願いしている職員と、雇用の形は違いますが、できるだけ、それぞれの待遇面で差がつかないように努力はしております。

当然ながら、しかし、勤務時間とかなんか違いますので、それによって給与が違ってくるというのは当然だと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

勤務時間は違うわけですね。それは当然あり得るわけですがけれども、非常勤の職員、あるいは一般職の職員との格差是正をもう少し埋め込んでいくべきではないかと思っております。

例えばですが、通勤手当は既に、うちは非常勤の方にも出していただいております。よその町は、まだ通勤手当の改善もされていないところもあります。そういった意味では、うちの市においては、そこのあたりはもう改善していただいております。しかし、退職手当とか、あるいは、先ほど申し上げたように、期末手当、これは今回の制度改正に大きく動いていくのではないかと思っております。よその町におきましても、条例を制定して、期末手当の一部を支給されているところもあるということ調べてもおります。

そういった意味で、今回、制度改正に向けての国の動きをにらみながら、一般職非常勤の職員の方と正職員の方の格差是正を図るべきではないかと思いますが、総務企画部長、お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

お答えをいたします。

確かに、国の委員会の中で、非常勤に、例えば、ボーナス、一時金を出すとか、そういった提言がなされております。しかしながら、現に地方自治法とか、そういう中では、手当関係については支給してはならないというふうになっているわけですね。その辺の改正があった暁には、市長が先ほど申しましたように、考えていってもいいのかなというふうに思っております。まず、法整備が先だろうというふうに思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

法整備のもとで、それぞれ大きく、今回動いていくのではないかと思っております。

今回、我々も以前から、同一労働、同一賃金、そしてまた超過勤務の是正というふうなことで取り組んできておりますけれども、そういった意味では、今後、法整備のもとで、先行しながら、ぜひ、この働き方改革に向けての市の取り組みを再度求めておきたいと思ってお

ります。

それから、次に入ってまいりますけれども、本市の一般職非常勤の休暇制度の整備についてどのようになっているのかということでお尋ねしましたところ、忌引とか、あるいは年休とか、そういった部分についてはきちっと条例で、ここにうたわれておるわけでございます。

一般職員と一般職非常勤職員との休暇制度について統一できていないところは、どういう休暇があるのか、その点、お尋ねをしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

先ほど、条例の中でと答弁もいたしたところですけど、条例に基づいて施行規則の中で、休暇の制度を設けておるところでございます。

その中で、年次有給休暇、これにつきましても幾らか日数は一般職非常勤のほうが少ないということになるかと思えます。これも年次を経て、だんだんと多くなっていくということになっております。あと、夏季休暇につきましては通常、一般の職員については3日間ということしておりますけど、これが1日ということになっております。そういったところが一般職非常勤と正規職員との違いだと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

今回の提言書にも、ここにありますが、一般職非常勤制度の新たな仕組みの移行に当たっては、各地方公共団体においては確実に休暇制度の整備を行うことということで提言をされております。これも大きく、近年のうちに動いていくのではないかと思っております。

そういう中で、先ほど総務課長のほうから答弁がありましたように、市の職員の休暇については、嬉野市職員の勤務時間、休暇に関する条例というふうなことで、第12条に明記されておりますね。そういう中で、介護休暇は特にこれからも必要と思えますけれども、この介護休暇の取り扱いについて条例で定めてありますけれども、今後、具体的にどういう事案が発生するのか、想定されておるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

ちょっと違いますけれども、お答えをいたします。

非常勤の休暇制度については、非常勤の条例の中で定めておまして、特別に規則を制定

しております。その中で特別休暇、それから休暇については定めております。その中に介護休暇というのも定めております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

私も、次にこの質問ばしゅうで思いよったです。これは、一般職非常勤の任用、勤務に関する条例、これにきちっと明記をされております。休暇については第18条に。この中については、一般職の非常勤等の休暇は、年次有給休暇及び特別休暇とし、その日数、種類、期間については、常勤職員との均衡を考慮して規則で定めるというようなことですが、ここに介護休暇というのはないから、どうかなということ疑問を抱いておりましたので、ここにあわせて、今、総務企画部長のほうからお話があったのは、介護休暇も含めて入れておると理解していいのかどうか、そのあたりをお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

先ほど言いましたように、条例の施行規則の中で具体的に記載をしておりますので、そちらのほうをごらんいただければと思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

そのあたりを再度、研究、勉強してみたいと思っております。

これから特に高齢化が進んでいく中で、介護休暇というものは非常にウエートを占めるのではないかと考えておりますけれども、今現在、介護休暇というのは全国的にも、介護が必要になって、職員がもう年間10万人も離職をしているという状況に置かれておるわけですが、うちの状況についてはどのようになっておるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

現在、介護休暇の取得はあっていないと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

介護休暇というのは非常に、介護というものは非常に、生まれた赤ちゃんから子どもたちが学校に行くまでについては、ある程度、見通しがつくわけですけれども、介護というものは、いつ倒れるかわからん、これがいつまで介護せんばらんかわからんと、同じ介護も難しい部分があると思って、いろんな雑誌とか本にも載っておりますけれども、これから先の高齢化につながって介護休暇、これはまさしく大きなウエートを占めるのではないかと思います。担当課としても、このあたりは理解は十分されているんじゃないかと思いますが、お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

介護休暇については、当然、取得をいただく体制をとっていきたいと考えております。以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

あわせて休暇の問題ですけれども、介護休暇とか、あるいは育児休暇とか、男性の育児休暇については、うちの市が嬉野市特定事業主行動計画、これを私も拝見いたしました。今回、28年7月から33年3月31日まで5年間、嬉野市特定事業主行動計画を公表されております。これは法律で義務づけられておるですもんね。その中でも、きちっと嬉野市の職員については超過勤務については、超過勤務の20%を削減し、そのために取り組みますというようなことで書いてありますけれども、これは漠然としたわけであって、超過勤務の20%を目指すというのは、どういうふうに理解していいのか、お尋ねしたいと思います。

その中で、超過勤務については、嬉野市は、ここに131.8時間、年間平均ですね、月平均11時間ということで計算をしておりますが、そのあたりはどういうふうに理解していいのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

特定事業主行動計画の中で超過勤務の縮減20%ということではございますけど、この計画期間が32年度末というふうになっておりますけど、通常でございますと、そこを目指すというところになるかと思っておりますけど、これは達成は早目に目指していきたいと思っております。ただ、臨時的な業務とか突発的な業務が入った場合、そういったものは除いたところでの縮

減になろうかと思っております。

それと、時間外の平均の分になりますけど、確かに、ここ数年、上がってきております。時間外の数が多くなってきておりますので、今回、29年4月から人事異動等も含めまして、体制を整備して、時間外の縮減に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

そういうことで、特定事業主行動計画も、きちっと公表されておりますので、このあたりは遵守をしながら、職員の働く労働環境の改善に努めていただきたいと思っております。

それから、4番目ですけれども、職員にとっては関心が高いわけですが、先ほど申し上げたように、佐賀県の県内自治体の給与、この水準が嬉野市は他市と比べて非常に、公務員給与が低いわけでありますが、どうかといいますと、今先ほど市長は答弁でも、給与は他市とほぼ変わらないというふうな答弁をいただきましたけれども、どこを根拠にして変わらないのか、その点、お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

県内の市の状況が出ております。それによりますと、ある市ということでとどめておきたいと思っておりますけど、本市の平均給料月額が30万8,500円というふうになっております。それで、他市の中で、それよりも下回っているところが実際、30万4,900円とか、こういったところがございます。そこの市がラスパイレス指数のほうが本市よりも低いかというと、高く出ているということもございますので、一概に、この給料が低いということにはならないかと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

10市の中では、もう最低やもんね。ワーストワンやもんね。佐賀県では20市町ありますけれども、一番下が太良やったかな。この間、新聞公表されたのはね。太良から、もうちょっとして嬉野市やもんね。そこのあたりは、本当に、ああ、嬉野市の職員の給与はこんなに安いんかという、新聞、一目瞭然ですよ。その中で、市職員も、このモチベーションに対して、非常に不満があるんじゃないかと思うよ。これだけ仕事量が多くなる中で、住民サー

ビスを提供していくためには、ある程度の、よそ並み以上に報酬をやるべきじゃないかと、給与を。私はそう思っております。

この間、佐賀のほうに会議に行っても、ちょうど、この新聞が出たとき、会議やったです。嬉野市は、えらいまた給料の低いなと言われました、私も。そのときは、もうそろそろ合併して10年もたちましたので、もう11年目に立って、ややもすれば給与が引き上げる、よそ並みのレベルになるんじゃないかなというふうなお話をして、帰ってきましたけれども、そのあたりは市長、どうお思いであるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

ラスパイレス指数等につきましては、とり方がいろいろあるわけでございまして、もちろん、給料が高いということではありませんけれども、私は今の方針でやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

市長は、今の方針でやるという言葉、あくまでも18位のベースを守っていくという考えでいいのかどうか、その点、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

18位というのは、それは新聞の記事でデータが出たということだけでありまして、先ほど担当課長が申しあげましたように、指数のとり方がいろいろあるわけでございまして、その点では少し順位は違って来るんじゃないかなと思っております。

ですから、決して高くはないけれども、勤務の状況に応じて給与というのは支払われているというふうに思っております。私は、もう適切だというふう思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

勤務の評定に応じて、適切じゃないかと言われますけれども、これだけ議会の中でも答弁

を責任持ってやられますので、担当課長、鹿島と嬉野と、そしてまた武雄、近隣3市の比較をされておるかと思いますが、そのあたりを示していただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

先ほど一部申し上げました平均給料月額につきましては、武雄市、鹿島市のほうが上になっております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

いろいろ、こだわるわけですが、鹿島も武雄も、ぐんと上ですよ。98やったかな、ちょっと資料を忘れましたけれども、そのぐらい、いっとうですもんね。同じ隣のまちがそういうふうなレベルの中でも、ラスパイレスの基本には合わなくても、給与はよそ並みにありますよというぐらいの答弁をいただいておりますけれども、このラスパイレスというのは信用できないものかどうか、その点、どうお考えなのか、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回、このラスパイレス指数の算出の一覧表を私が持っておりますけど、これはその年の国家公務員の職員数、それとあと国家公務員の給料の月額、それと本市の給料の月額、これは平均でございますけど、それを掛け合わせた総和の差ということで、先ほど市長答弁がありましたけど、そういったことになっております。

そういったところで、実際、例えば、大学卒の分で大きく下げている要因というのは何なのかと分析をしましたところ、その10年以上15年未満とか15年以上20年未満、あと30年以上35年未満、こういったところが大きく差があるというふうになっておりますので、こういった年代の違い、こういったものによって、また全体的なラスパイレス指数が押し下げられているところがございますので、これが年々、やはり国家公務員の状況も変わってまいりますし、本市の状況も変わってまいります。そういったところで、今、単純に比較をしたところでは大きく違いがないという答弁をしたところでございます。

ただ、来年がこの指数がどういうふうに反映されるかというのは、来年、また計算をしてみないとわからないというところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

このラスパイレス指数についても、非常に、年代とか年齢とか、あるいはそういった年齢層について、今お話しされましたけれども、これはどこの自治体も同じレベルでいきよっと思うわけですね。年齢も、年代でもね、大学卒後でもね。その中でも、基本が、うちが96.1やっけん、ね。鹿島は98. 幾らやろう。武雄は、それ以上やろう。ある程度、やっぱり職員の方も、これだけ煩雑な仕事を一生懸命頑張っておられますので、せめて、よその市町に合わせて報酬を支払われるべきであるとは私は思っております。

職員は、1年に4号俸ずつ上がっていくでしょう。たまには、努力した人は、みんな努力しよるけれども、7号俸とか人事評価が上がっていくわけですがけれども、みんな同じ仕事をして頑張っていていただいております。そのため、嬉野市の発展のために、さらに努力をされていかれますので、モチベーションを持つ意味でも、もう一回、市長、職員の給与をある程度、多くと言いません。よそ並みに上げていくべきだと思いますが、市長の答弁を求めます。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私どもも実際として努力をしておるわけでございますので、もちろん、それにはそれぞれの職員の努力もあるわけございまして、その点で私としては適切に給料を支払っているというふうに判断をしておりますので、今の数字がいろいろあると思っておりますけれども、しかし、私としては、今の給与は適切であるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

ごらんのとおりの答弁のようですね。部課長たち、どう思いなのか。55歳に到達したら、もう昇給の引き上げはなくて、どんどん退職金も減額をされるようですね。そういった中で、仕事量はどんどん大きくふえていく中で、非常に大変な、これからの業務量じゃないかと思っております。

私たちは、やっぱりある程度の報酬をいただいて初めて、生活が安定環境ができるわけですので、そこのあたりはもう一回、市長も改めて考えていくべきではないかと思っております。

す。

そこで、副市長にお尋ねします。

この給与について、よその市町よりも低い給与段階であります。副市長、どうお考えなのか。よそ並みのレベルに合わせるべきではないかと思うが、副市長として立場を尊重していただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

副市長。

○副市長（中島庸二君）

お答えいたします。

確かに、ラスだけで見ると、いろいろ問題があるかと思えますし、また、嬉野市が今までの、低いと言われれば、旧町村の時代からの流れだと思えます。ラスの低いのはですね。それを改善すべきかというのは、確かにあるかと思えますけれども、現状の財政状況を見ますと、やはり、そこまではいけないのではないかとということで、今後の財政状況を見ますと、やっぱり市長が言われるような形の、ある程度適切な支給しかできないんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

そういうことで、強く、職員の立場に立ちながらも、そしてまた嬉野市の経済の活性化につきましても、給与のある程度の引き上げを認めていくべきだと願って、私は質問をこれについては終わります。

続きまして2項目めですけれども、ストレスチェックの制度についてということで、2項目めにお尋ねをしております。

まず1点目に、労働者の心理的な負担の程度を把握することを目的として、医師または保健師によるストレスチェックを義務づけられておりますが、本市の職員、非常勤職員の対応についてはどうなのかということをお尋ねしておりますが、これは国の法律が制定されて、50人以上の事業所については、これは義務づけられておるということで私も把握をしておりますが、現在の段階はどのようになっておるのか、そこのあたりを示していただければと思います。

そしてまた加えて、ストレスチェックをして、高ストレスの方の対応はどのようにされておるのか、そこのあたりを示していただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

ストレスチェック制度についての取り組み等についてのお尋ねでございますので、お答えしたいと思います。

嬉野市では、嬉野市職員のストレスチェック制度実施規程に基づきまして、昨年9月に厚生労働省が示しているストレスチェック57項目の検査を行いまして、その結果については、12月中旬に個人ごとに結果を渡したところでございます。

今後、高ストレス者の対応と、またストレスの多い職場の改善に取り組む必要があるというふうに考えております。

職員、また再任用職員、一般職非常勤職員、臨時職員が検査を受けておるところでございます。

高ストレスの職員は、本人の意思による面接指導申出書を提出することになっているため、面接指導申出書を提出した職員には、産業医の先生に面接指導をしていただいている状況でございます。それにより、専門医への受診、また指導後の経過観察などを行うこととなります。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

今、ストレスチェックという、今回、2項目めに出したわけですけど、今現在、ストレスというものは大きな社会問題になっておるわけです。ストレスのある労働者は全体の53.3%、厚生労働省の調査で明らかになってきております。

市職員、あるいは中小企業の会社員の方も含めてですが、心理的なストレスが非常に高まっておるのは、もう歴然としておりますね。数字的にも52.3%。

ここで、ストレスのあるような方はどう、非常に仕事量でも大変だと思いますけれども、産業建設部長、ストレスはありますか。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（宮崎康郎君）

私は、ストレスは、それはあると思いますけれども、私なりにいろんな解消の仕方をしながらやっておりますので、そんな大きなストレスはないと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

非常に、管理者の部課長の方も、もうストレスは抱えておると思うですよ。それはもう、ちょっと今の、軽く言われたと思いますが、非常に産業建設部長は観光課においても、もう休みもない、いつでも、どこでも、この間のちょうど、あったかまつりですね、あのときも本当に、私も拝見させていただきましたけれども、もう職員の方は夜遅くまで、寒い中に、大変お骨折りいただいて御苦労していただき、立派なあったかまつりを完成していただいたということは本当に、私としても敬意を表します。

その中で、非常に目を引いたのが、各部長、課長たちもおられましたけれども、企画政策課長の池田さん、そしていろんな方たちがお客様のばらばらした草履とか、あるいはスリッパも一緒やけど、お靴とか、きれいに並べて、おもてなしをしておられました。本当にもう、すばらしいサービスではないかと、私は今でも鮮明に思っております。これも恐らく、市長の指導ではないかと思いますが、それなりに各職員はストレスがあるんじゃないかと思いません。

そういうことで、あったかまつりも連日連夜出たいただいた企画政策課長、池田さん、ストレスは多くあると思いますが、いかがでしょう。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

私は余りストレスを抱え込むほうじゃないですけども、議会のたびに、かなりストレスをためております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

議会も一般質問もあしたまでですので、ごゆっくりとストレス解消に向けて努力をしていくべきものではないかと思っております。本当に、あったかまつりについては感動しました。本当に御苦労でございました。立派なあったかまつりの完成、第17回ですね、本当にもうありがたく感謝しております。

ストレスチェックについても、それぞれ職員の方も、それぞれ仕事の多忙の中で抱えておられます。ストレスが多くなれば、高いほど、鬱の病気になったり、仕事を休まなければならなくなったり、いろんな状況になるということですが、このストレスの高ストレスが発生した場合の総務課としての対応はどうされておるのか、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回、初めてのストレスチェックということで取り組んだわけでございます。それで、高ストレス者の方もおられたということになります。

これにつきましては、最初、検査を、調査票ですね、検査票といいますか、それを提出いただくわけですが、その結果が個人宛てに参ります。それで、直接、個人宛てに参りますので、人事のほうとしては、職員の誰が高ストレスなのかというのは、はっきり、その段階ではわかっておりません。高ストレスの方を含めて、職員のほうから、今回、187名が同意書を提出いただいております。これについては、高ストレスの場合に人事のほうにお知らせをするということができるということになりますので、後の対応がスムーズにいくと思っております。

その後、高ストレスの職員については、産業医を受診するということになります。産業医というのは、市の2名の方に、市内の病院のほうにお願いいたしておりますので、その2名の方、入れかわりになるかと思っておりますけど、そちらのほうで受診をしていただいて、その後、さらに専門医に受診する必要があるのか、それとも経過を観察していくという程度におさまるのか、そういった状況になろうかと思っております。専門医に受診の場合には、さらにそういった対応は専門医に任されると思っております。

それと、経過観察をしていくということになりますと、現在、精神保健福祉士の方に依頼しておりますので、そちらに受診をしていただいて、その後の経過を見ていくということになります。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

ストレスチェックについては、これは法律で義務づけられて、50人以上の事業所については義務づけられておりますが、特に、ストレスチェックの結果については、働く方の同意がなければ、事業所に通知されることは禁止をしているということがされておるですね。

1つ、私が心配なのは、ストレスチェックを職員の方、するでしょうね。ストレスチェックをしたら、ペーパーでするわけですので、自分のストレスをずっと、项目的に五十何項目と言わたね。あれを書いてした場合、これは人事評価に値するんじゃないかと、本当の本心は書かれんとやないかなというふうなこともあり得るんじゃないかと思っておりますが、そのあたりはどういうふう担当課として思っているのか、お尋ねしたいと思っております。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

検査項目57項目ございます。これがその意図して書いていっても、なかなか、自分が意図するストレスの結果になるかどうかというのは、ちょっとわからないところがあるかと思えます。

それで、これがそうした場合に人事評価とか人事異動とか、こういったものに影響が出てくるかといいますと、それはこちらのほうでは全然考えておりません。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

そういうことで、職員の方も、恐らく、そのあたりに心配、危惧されているんじゃないかと思いますが、このストレスチェックの57項目については、本当の自分の心身の体調を明記していくというので、いろいろ人事評価とか職場の配転とか、そういったことには値しないということと理解してよろしいですね。そういうことで理解をしておきたいと思えます。

今回、ストレスチェックはされたわけですが、最後に1点ですが、嬉野市で何名の方がストレスがあるという状況が調査されたか、その点だけお尋ねしたいと思えます。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回、ストレスチェックを受診した職員が346名になります。職員が201名、一般職非常勤、それとあわせて臨時職員合わせて145名、計の346名ということになります。

その中で、高ストレス、またはそういったストレスがあると自分なりに自覚をされておって、診断等を受けたいという方を含めて、高ストレス者は24名ということになります。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

24名いらっしゃるわけですけれども、先ほど申し上げたように、国の労働者においても52.3%、これから先の、本当、非常に仕事に対するストレス、家庭におけるストレス、いろんな部分で心理的な影響が多々あるのではないかと思います。

そういった意味では、特に市長部局を含めてですが、職員の健康管理、心身ともに健康で住民サービスの提供をいただくように、ぜひ見守っていただきたいということで、私からも

お願いしておきたいと思います。

職員の健康管理は特に注意をして、住民サービスの提供に努めていただきますことをお願い申し上げます。一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田口好秋君）

これで西村信夫議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時33分 散会